

平成28年度予算審査目次

(議案第16号から議案第28号まで)

◎一般会計

○議案第22号 新得町一般会計予算

(歳出)

予算書ページ数

・ 総括的質疑	6
・ 1款 議会費 (全般) (42～43)	14
・ 2款 総務費 (1項 総務管理費) (44～59)	16
	(2項 徴税費～6項 監査委員費)...	(59～64) 28
・ 3款 民生費 (1項 社会福祉費) (65～74)	30
	(2項 児童福祉費) (74～79) 34
・ 4款 衛生費 (1項 保健衛生費) (80～86)	39
	(2項 清掃費) (86～89) 43
・ 5款 労働費 (全般) (90)	43
・ 6款 農林水産業費 (1項 農業費) (91～99)	44
	(2項 林業費～3項 水産業費)...	(100～103) 47
・ 7款 商工費 (全般) (104～109)	49
・ 8款 土木費 (1項 道路橋りょう費～2項 河川費)	(110～114) 58	
	(3項 都市計画費～4項 住宅費)	(115～118) 58
・ 9款 消防費 (全般) (119～121)	59
・ 10款 教育費 (1項 教育総務費～3項 中学校費)	(122～133) 66	
	(4項 幼稚園費～6項 保健体育費)	(134～151) 69
・ 11款 公債費～13款 予備費 (全般) (152)	74
・ 4給与費明細書～6地方債明細書 (153～162)	75

(歳入)

・ 1款 町税 (全般) (12～17)	75
・ 2款 地方譲与税～13款 使用料及び手数料 (17～24)	75
・ 14款 国庫支出金～15款 道支出金 (25～31)	75
・ 16款 財産収入～21款 町債 (31～41)	75
・ 一般会計予算～歳入歳出予算事項別明細書 (1～11)	78

◎特別会計		予算書ページ数
○議案第23号	国民健康保険事業特別会計予算（全 般）	……（163～182）…… 78
○議案第24号	後期高齢者医療特別会計予算（全 般）	……（183～189）…… 79
○議案第25号	介護保険特別会計予算（全 般）	……（190～209）…… 79
○議案第26号	簡易水道事業特別会計予算（全 般）	……（210～223）…… 79
○議案第27号	公共下水道事業特別会計予算（全 般）	……（224～240）…… 79
◎企業会計		予算書ページ数
○議案第28号	水道事業会計予算（全 般）	……（別 冊）…… 79
◎条 例 等		
○議案第16号	財産の無償貸付について	…… 28
○議案第17号	行政不服審査会条例の制定について	…… 15
○議案第18号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	…… 15
○議案第19号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	…… 27
○議案第20号	保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	…… 29
○議案第21号	屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	…… 65
◎そ の 他		
○全般の補足質疑		…… 80
○討論・採決		…… 83

予 算 特 別 委 員 会
平成28年3月3日(木)第1号

○付託議案名

- 議案第16号 財産の無償貸付について
議案第17号 行政不服審査会条例の制定について
議案第18号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 平成28年度新得町一般会計予算
議案第23号 平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 平成28年度新得町介護保険特別会計予算
議案第26号 平成28年度新得町簡易水道事業特別会計予算
議案第27号 平成28年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第28号 平成28年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(11人)

委員長	柴田信昭	副委員長	廣山輝男
委員	長野章	委員	村田博
委員	湯浅佳春	委員	佐藤幹也
委員	貴戸愛三	委員	若杉政敏
委員	湯浅真希	委員	吉川幸一
委員	高橋浩一		

○欠席委員(なし)

○委員外(1人)

議長 菊地康雄

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局 局長 西山喜代司

◎西山喜代司議会事務局長 初の予算特別委員会でありますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、議長を除く年長であります廣山輝男委員に臨時委員長をお願いいたします。

◎廣山輝男臨時委員長 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

◎廣山輝男臨時委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

(宣告 13時30分)

◎委員長の互選

◎廣山輝男臨時委員長 これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎廣山輝男臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

◎廣山輝男臨時委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時30分)

◎廣山輝男臨時委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時31分)

◎廣山輝男臨時委員長 それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎廣山輝男臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長の私から指名することに決しました。

それでは、委員長に柴田信昭委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎廣山輝男臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、柴田信昭委員が委員長に選ばれました。

◎廣山輝男臨時委員長 それでは、ただいま選ばれました委員長と本席を交代いたします。

(委員長就任あいさつ)

◎副委員長の互選

◎柴田信昭委員長 これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

◎柴田信昭委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時32分)

◎柴田信昭委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時32分)

◎柴田信昭委員長 それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 異議なしと認めます。

それでは、副委員長に廣山輝男委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 異議なしと認めます。

よって、廣山輝男委員が副委員長に選ばれました。

◎柴田信昭委員長 なお、平成28年3月16日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております、議案第16号から議案第28号までについての審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

◎散会の宣告

◎柴田信昭委員長 これをもって本日の予算特別委員会は散会いたします。

(宣告 13時33分)

予 算 特 別 委 員 会
平成28年3月16日(水)第2号

○付託議案名

議案第16号	財産の無償貸付について
議案第17号	行政不服審査会条例の制定について
議案第18号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	平成28年度新得町一般会計予算
議案第23号	平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号	平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	平成28年度新得町介護保険特別会計予算
議案第26号	平成28年度新得町簡易水道事業特別会計予算
議案第27号	平成28年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第28号	平成28年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(11人)

委員長	柴田信昭	副委員長	廣山輝男
委員	長野章	委員	村田博
委員	湯浅佳春	委員	佐藤幹也
委員	貴戸愛三	委員	若杉政敏
委員	湯浅真希	委員	吉川幸一
委員	高橋浩一		

○欠席委員(なし)

○委員外(1人)

議長 菊地康雄

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜田正利
教育委員会委員長代理		飯田泰雅
監査委員		下浦光雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務	課	長	武	田	芳
地	域	戦	略	室	長	博
町	民	課	長	渡	辺	裕
保	健	福	祉	課	長	洋
施	設	課	長	鈴	木	隆
産	業	課	長	鈴	木	義
児	童	保	育	課	長	貞
総	務	課	長	補	佐	司
町	民	課	長	補	佐	隆
保	健	福	祉	課	長	補
産	業	課	長	補	佐	佐
産	業	課	長	補	佐	佐
屈	足	支	所	長	金	田
出	納	室	長	木	村	秀
消	防	署	長	増	田	和
庶	務	係	長	小	林	健
財	政	係	長	桑	野	恒

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	齊	藤	仁
学	校	教	育	課	長
社	会	教	育	課	長
学	校	教	育	課	長
		補	佐	嶋	倉

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎柴田信昭委員長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから予算特別委員会を開き、議案第16号から議案第28号までの審査を行います。

(宣告 10時00分)

◎柴田信昭委員長 これから議事に入ります。本予算特別委員会に付託されました、議案第16号から議案第28号までを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、別紙お手もとに配布いたしました予算審査次第書のとおり審査してまいりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 異議なしと認めます。

よって、別紙予算審査次第書のとおり、順次審査をすることに決しました。

◎議案第22号 平成28年度新得町一般会計予算及び条例の審査

◎柴田信昭委員長 最初に、議案第22号、平成28年度新得町一般会計予算及び条例の審査に入りますが、審査に入る前に委員長よりお願いをいたします。

質疑・答弁の発言は簡明、簡潔に行うよう、また、質問は1項目につき3回までとして進めたいと思います。

なお、発言される際は、「何ページの何々」ということを併せて申し出てください。皆様がたのご協力のほど、よろしく願いいたします。

◎総括的質疑

◎柴田信昭委員長 それでは、まず総括的質疑を行います。ご意見はございませんか。長野委員。

◎長野章委員 それでは、2点ほど総括のほうでお伺いをしたいと思います。

まず、一般質問で湯浅議員が質問いたしました、去年でしたか、土地を購入したわけですけれども、空き地空き家対策ということで、今回の予算の中にもあるわけですけれども、取得したものの、この間の答弁でも順次いろんな条件を見ながら整備していくことでしたけれども、最終的にどのようなことを考えておられるのか。

下宿だとか、そういったお話しもあったのですけれども、スケジュール的にどうなのかなとか、いろんな屈足保育園ですとか、そういったことを整備しないとならないその後ということですから、そういう状況にはなるのかなと、まだ決まっていないのかなというふうに思いますけれども。

それと、例えば検討委員会などを設けて、これから検討して、どういったものにしていくのか検討していくのかなというふうに思っていますけれども、私の意見としては、買ってからあまり期間を置くべきではないのではないのかなという。それはなぜかという、やはり町民の皆さんもこの件についてはやはり分かっているというか、中ではやはり私たちのところに問い合わせが来るのは、「何にするのか」というのがやはりあるかなというふうに思います。

それで、どういった形で進めるのかということを早い時期にやはり示してほしいなど

いうか、それはわれわれも含めてですけれども、そのようなことが必要でないかなというふうに思いますので、この辺どうなのか、お伺いしておきたいと思います。

個別項目でもよかったのかもしれませんが、一応どういうふうな方向に進むかということですので、総括のほうでお伺いをしたいと思います。

それからもう1点なんですけれども、町立学校の設置の関係ですけれども、今回の平成28年度の予算執行方針の中に、町長のほうも、教育委員会のほうにも、一切記載されていないし、説明がなかったというふうに思うんですけれども。今後、これもどういうふうなというか、2019年に開校するというところで、スケジュール的なことは町民の説明会や何かでも知らされていると思うんですけれども、本当にそれが可能なのかどうなのかというの、1つ、私は不安かなというふうに思うんですけれども。そういった中で、今後どういうふうに進めていくのか。

それから、全国からやはりどういうふうの魅力のある、募集をしてくるわけですけれども、そういった中でつくれるのかというのが、やはり大きな課題かなというふうに思いますので、この辺。まだ専攻科目というか、そういうのは決まっていらないと思うんですけれども、今後やはり早めに決めていかないと間に合わないのではないのかなと。本当に19年というのは、動かし難いスケジュールなのかどうなのかということ、まずお伺いしたいと思います。

この2点について、伺いたいと思います。

◎柴田信昭委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 空き地の問題、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

今回、購入したところもあるんですけれども、空き地の問題というのは新得だけでなくて屈足も含めてという、そういうことでちょっと答弁させていただきます。

今、若手の職員のほうに直接指示をさせていただきますして、何人のグループになるか、今、明言できないんですけれども、ポイントは子育て、それから高齢者の単身世帯、それからいわゆる若者の、イメージは下宿と、この3本柱の中でどう組み立てていくのかということで、具体的な土地を明示した上で、意見交換を始めています。

その上で、スケジュールの問題ですけれども、取りあえずたたき台については、年内の早い段階でなんとかつくっていただきたい。そのたたき台が出た段階で、さらに熟度を上げるために関係するかたがたと協議を重ねていきたいなというふうに思っています。

その上で、具体的なスケジュールというのは今の段階では明示できないんですけれども、あまり時間をかけないでやっていきたいというのが今のところなんですけれども。

あと、財政的な問題、実を言うとありまして、28年、29年、30年と、今の総合計画の中でいくと極めてきついものもあるので、その辺の絡みも含めて判断させていただきたいなというふうに思っています。私のほうからは以上であります。

◎柴田信昭委員長 斉藤教育長。

◎斉藤仁教育長 長野委員の質問にお答えいたします。

町立高校の関係でございますが、新得高校につきましては、平成30年度に閉校になりますが、子どもたちの選択肢の確保、地域振興からも高校は必要と考えておりまして、将来の新得町を描くためにも、町民の皆さんから意見を聞くため、町民との意見交換会を開催しております。

現在、町民の皆さんから出されました意見を整理、分析しており、今後の具体的な

進め方について検討している段階でありますので、今回の執行方針については載せておりません。

具体的な進め方やスケジュールが決まれば、再度説明していきたいというふうに考えてございます。

スケジュールのほうについては、補佐のほうから説明させていただきます。

◎柴田信昭委員長 嶋倉学校教育課長補佐。

◎嶋倉一寿学校教育課長補佐 委員のご質問にお答えいたします。

平成31年4月の開校につきまして、これは動かし難いスケジュールなのかというご質問だったかと思うんですけれども、この31年4月の開校といたしましては、新得高校が閉校になる31年3月に引き続きという形で、われわれ町といたしましては、「高校をなくしたくない」という思いから、引き続きという形で開校を目指しております。

しかしながら、先日の意見交換会を実施したところで意見もございましたとおり、なかなか住民の合意形成等に時間がかかるのかなと考えております。

今後につきましては、スケジュール、進め方も含めまして、詳細について進めてまいりたいと考えております。

ある程度の方向性が出ましたら、委員の皆様にご説明申し上げたいと思います。以上です。

◎柴田信昭委員長 長野委員。

◎長野章委員 ご説明をいただきました。空き地、空き家というか、そういう関係では町長のほうからご説明いただきましたので、あまり長くは置かないというお話しですので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

若い人たちで検討してその結果によるということでございますので、ぜひそれはお待ちしたいというふうに思います。

町立学校の関係なんですけれども、今お話しを聞きますと、19年というか、新得高校が廃校になったら引き続きというか、閉校になったら開校したいということですから、そういうのは分かるんですけれども、本当に間に合うのかどうなのかなということと。

それと、今まで説明をしていただいた、町民のかたにも説明をしているわけなんですけれども、そういった町立学校の中身の、今検討されている中身が、教育委員会そのもので話し合われて、そして準備委員会でしたか、準備委員会があるというふうに伺っているんですけれども、そこにお話しをして町民に話をというか、説明をするという、そういうことなのか、ちょっと確認をしておきたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

◎柴田信昭委員長 嶋倉学校教育課長補佐。

◎嶋倉一寿学校教育課長補佐 お答えいたします。まず準備委員会、準備会と称しまして、平成27年度、この1年かけまして、いろいろお話しを、関係のかたとさせていただいたところでございます。

準備会、こちらにつきましては、高校の詳細を決めるためにつくった会ではございません。意見交換会、先月2月に実施いたしました、それを進めるにあたりまして、各関係のかたから意見交換会の開催の方法などについて、お話しをさせていただいたところでございます。

今後につきましては、中身、詳細を決めるにあたりましては、学科および設置場所など、いろいろ詳細を詰めていかなくはない部分でございますので、その際にはあ

らためましていろんなかたのご意見、学科を検討するにあたって、いろんなかたのご意見、設置場所を決めるにあたりまして、いろんなかたのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

◎柴田信昭委員長 長野委員。

◎長野章委員 準備委員会では検討する場ではないという、そういうふうに捉えていいのかなというふうに思うんですけども。どこでどういうふうに内容について検討されたのかなというのがちょっと分からなかったものですから、ご質問をさせていただきました。

いずれにしても、開校に向けていろんな形で検討していくということですから、これからのことなのかなというふうに思うんですけども。

そこで浜田町長にちょっとお伺いをしたいというか、お話しをしていただければと。今回の町立学校の、必要性というのはたぶん必要だから設置していくということはあると思うんですけども、この学校の思いというのか、そういうのがもし町長の考えにあれば、「こういう学校を目指したい」とか「こういうふうにやっていきたい」というのがあれば、最後に。私も3回目ですから、これで終わらないとなりませんので、思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

◎柴田信昭委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。教育委員会のほうと色々な意味で詰めたということではないという前提の上で、お話しさせていただくんですけども、まず、町立の高校の存在の意義というのは、やはり、私は地域の活性化だというふうに思っています。

やはり若者がにぎわう町というのは、私はやはり必要という、そういう認識しております。その前提になったのが、新得高校の閉校というのもありまして、また議会のほうからもお話しもいただいたということもありまして、そういったことを考えながら、今、教育委員会のほうで対応していくのを見守っている状況であります。

その上で、加えて話しますけれども、どういう高校がというのは今のところ全然特に思っていないんですけども、1つの思いとしては全寮制で、できればやっていただければいいかなという、そんな思いも持っています。

また事務的な問題ですけども、現在の教育委員会の体制の中で、次にステップを上げていくための作業というのはなかなか難しいかなという、そういう印象も持っております。場合によっては、そのふさわしい人についても、今後来ていただくよう、対応していかなければならないかなという、そういう状況にあります。

いずれにしても、議論というのはこれからというふうに思っております。思いだけが若干先行している部分もあるかもしれませんが、いずれにしても、町民皆さんがたの理解を得るという意味でも、たたき台というものは早めに作っていけるように対応していきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎柴田信昭委員長 ほかに。村田委員。

◎村田博委員 今年度の予算書の中で、経常収支比率は何パーセントか、お伺いしたいと思います。

◎柴田信昭委員長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 お答えいたします。今の28年度の当初予算で算定して出た数字ですけども、81.9パーセントというふうには見込んでいます。

◎柴田信昭委員長 村田委員。

◎**村田博委員** どうもありがとうございます。上がってきているなという気がするんですけども、もう少し。今年度の予算、結構上がっているから、うまくいったほうがいいかなと思っていますけれども。ありがとうございます。

◎**柴田信昭委員長** ほかに。廣山委員。

◎**廣山輝男委員** 私のほうから、ちょっと大きな視点で。総合計画といわゆるまち・ひと・しごと創生の関係で、今年度の関係はどうかというような視点でちょっと伺います。

新得町まち・ひと・しごとの関係の中で、たぶん重要業績評価指標という、新しい言葉が出てきております。PDCAサイクルというようなことで。

つまりこれは、計画があって、評価があって、そして見直しがあって、改善と。こういう計画策定実行、それから3つ目には評価、そして改善と。こういうようなPDCAサイクル、いわゆる業績評価指標と、こういうのがあります。

つまり私が聞きたいのは、まち・ひと・しごとの中では、5年間の1つの計画が国の1つの指針の中から描き出されて、新得町もつくりました。

そして、なおかつ、新得の場合は総合計画が一方ではスタートした。当然同時的にちょっと時限は基本的には27年度からスタートしているわけですけども、総合戦略は。

問題は28年度に、具体的な計画的なものはどのように描かれているのかなというようなことです。端的に申し上げますと、今、まち・ひと・しごと創生の中では1つの例を申し上げますと、出生を「5年間で200人」という目標を立てました。これはいいと思うんです。いろんな根拠があるからそれはとやかく今日の議論の中では申し上げませんが。であれば、例えば28年度は計画は5年ですから40人にしますというような計画も、私はあるのかなと思ったんです。だから、そういうものがほかにたくさんありますから、項目としては。そういったことはどのようにこの28年度の中で、総合戦略の中で組み立てられて、計画を具体化されているのか。

一方では、たまたま新得町、過疎地域自立促進市町村計画というのもまた、これは今、つくられました。ここでも計画的にちゃんと年度別にもあるのですが、今の出生の関係については、残念ながらどこでどのように打ち出されているのかなというのが、この計画では全く出てきておりません。なかなか難しい案件ですけども。

そういった意味で、今のPDCAというのですか、その関係の28年度における計画については、どのようになっておられるのか、どう打ち出されているのかということについてだけ、1点伺います。

◎**柴田信昭委員長** 佐藤地域戦略室長。

◎**佐藤博行地域戦略室長** 総合戦略の関係だと思えますけれども、お答えいたします。

総合戦略に掲げている重要業績指標、それから目標値、その前にあるんですが、それとあと、PDCAの関係ということでもあります。

総合戦略で掲げている重要業績指標につきましては、それぞれの事業で5年間を通して、このくらいという目標数値を掲げております。なので、単年度にいくらという計画は持っておりません。あくまでも「5年間でこのようにしていきたい」という目標を持った上で、それを毎年、その5年後を見通して、どういう進捗（しんちやく）になっているのか。その上で、やっていることがどういう効果になっているのかというところを評価しながら、もし足りない部分があれば、そこを改善してまた事業をやっていくというのがPDCAというものでございます。

ですので、今出生数のご意見ありましたけれども、ほかのそれぞれの事業の業績指標も基本的に5年間を見据えた上での目標数値ということでしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◎柴田信昭委員長 廣山委員。

◎廣山輝男委員 5年間でやればいいといえばそれまでですけども。

たまたま国の計画を見ると、新得町で出されている総合戦略で、40ページにも書いてあるんですけども、資料いただいたもの。毎年度今、お答えいただいたことと重なるかもしれません。毎年度施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直すということではないんですけども、私は少なくとも5年間というよりも、単年度である程度こういう考え方があるということは、私はあってしかりでないかと。

今、私は出生率の関係、言いましたけれども、ほかの福祉の関係も結構あります。そうしたら終わってから、つまり1年間終わった後に検証してみるということですよ。例えば今の具体的な項目、何点かありますから。そういうものかなと。それでも遅くはないといえばいいんです、5年間ありますから。

残念ながらそれはどういうことかということ、総合計画でもこのようにしますということを行っているわけです、出生率は別にしても。

それから、毎年度、毎年度、予算付けているわけです。出生率、予算このように付けますというものは今までもありませんけれども。

しかし、物によっては、このように今、つくって、この28年度はこういう計画で具体的に実践させて、その結果はどうなったというのは今言ったような、1年過ぎてみて評価して、次の年に生かすというのが、だいたいどの計画もそうだと思うんです。であれば、一定のものが単年度であってもいいのかなと、私はつくるべきだなと思ってます。それが完璧なものであるとかないとかじゃないです。そういうたたき台の中で、方針の中で、やはり今年度はこのくらいにしたいということは、1年あるいは2年目にガバッと増やすかもしれないし、あるいは最終的に4年度ぐらいにはもうそれまでにいろんな研究して、そこまでひとつつくって初めて4年目でコンセプト。そういう年次別みたいなものがあるといいのかなというようなことも、私は理解しているわけです。

であれば、28年度はどうなのかという視点で、意見を申し上げさせていただいたのだけども、そういう考えはどうでしょうか、今後やはり立てるべきでないかなという感じがしたんですが。今、年度の中では、5年間でやると。それは毎年、毎年、評価していくということは分かりましたけれども、私は単年度ごとにやはりあっていいのかなというような感じがいたしましたので、再度ご答弁願います。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 廣山委員の言うことも一理あると思います。5年間でこうするという目標を立てて、その上で、ではその5年間で単年度ごとどうやっていくのか。これは各年度の評価というふうになるんですけども。

5年間で例えば200人だと、1年間で単純に言って40人ですから、40人という目標を立てて、その結果、その年度がどうだったのかということをもた評価をして、次の年は、今度は80人になるので、80人に近づぐためにどうするかというのは、考え方あっていいかなというふうに思います。

そういう意味では、5年をもとにしていきますけれども、単年度ごとにどうしていくかというのは、それぞれの分野の事業の中で考えながらやっていくというのは、今後考え

ていきたいと思えます。

◎柴田信昭委員長 廣山委員。

◎廣山輝男委員 ちょっと考えてください。なんとなれば、過疎の関係の自立促進の参考資料の中でも、ちゃんと年次別に。これは机上で作りましたといたらそれまでかもしれませんけれども。

しかし、それなりにこの年にはこのくらいのことをしていきたいなというのは、絶対あると思うんです。それでないと、ただ、今新しい計画だから立てて、10年なら10年の中に総合計画やればいいんだと、そういうものでもないような感じがするんです。

だから、今出生率の関係だけのことを言いましたけれども、さまざまなこともやはり全部つながってくると思えますから、できる分はそういうところまで、今すぐ28年度中につくりなさいなんて言いませんけれども、少なくともそういう考え方でやはり取り組むものは取り組んでいったほうがいいと。

そうでないと、もう5年やってみたけれども、全然成果が出なかったということでもまた困ると思うんです。やはり2年か3年ぐらいやった後に、やはりこの辺の問題、どうしても難しい。もちろん見直しできないわけではないことになっていきますからいいんです。でも、計画を挙げた以上はやはりその計画達成、それ以上の成果を求めるのが当然だろうと思えますから、ひとつそういうふうにし少し実践的にも取り組んでいただきたいと、このようなことを最後に申し上げておきます。以上です。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 総合戦略、それから総合計画の具現化というか、これは毎年度やはり意識しながら施策をやっていかななくてはいけないというふうには思っておりますので、ぜひ廣山委員の言われたことも参考にして、取り進めていきたいというふうに思っております。

◎柴田信昭委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一議員 私も始まるに至って2点、質問をさせていただきたいと思えます。たいした質問でないので、肩肘張らないように聞いていただければと思えます。

今年度、浜田町政始まって以来の74億円、特別会計を入れて94億円と、この大型予算を編成された。予算書を見たりなんかしても、隅々まで気を配ったなど、そういうふうな印象を受けております。

ここからです。大型予算を組まれて、執行方針、町長の意気込み今年はずいものがあるだろうなど、読ませていただきました。各項目については、去年と執行方針を見比べた場合、2列で終わっているところはなかったです。力強く「努めてまいります」、「何々をしてまいります」と、締めがきっちりしていたかなと。

ただ、去年書いていて、今年書かれていないのがございます。これは、町長として、流れに任せていくと。この書いている分には力を入れて頑張っていくけれども、書いていなかった分は町政の中で流れに任せていくと、こういうふうに思われているかどうか。

それから、こういうふうに見える文章が、去年も今年も25ページで終わっているんです。大型予算だったら、30ページぐらいいくのかなと思ったら、文章が執行方針のこの本は、25ページで去年も今年も終わっていると。執行方針は、基本的に25ページでくくらないといけないのかどうか、これも町長にお聞きしたいと思えます。

それからもう1点、これは去年も私、お願いをしたところではありますが、これはもうあくまでも、町長の英断でなければできないと思って、どの機会でしゃべるかといった

ら、この機会しかしゃべることないかなと、ちょっと予算委員会のとき予算の話をするというのは、的外れているかもしれませんが、聞いていただきたい。

去年もわが町の商工会長、それからわが町の観光協会会長、町から何らかの給料をやってもらえないかと。これは、選挙管理委員会ですとか、農業委員会ですとか、いろいろところで若干の報酬がいております。商工会、観光協会は、そういうふうなところにはないんですけれども、年間通して、町の中の重要な部門を、町の発展に重要な部門を受け持っていて、そして無報酬、ボランティアだ。今は素晴らしいかたがやっていたけれども、今年は観光協会の会長なんていったら、そば博がありますから、特別ですから、1週間に1回か2回、自分の仕事を投げ打って出てきているわけです。

そういうふうなときに、ではこれからの新得町を考えたとき、商工会長になるかた、観光協会の会長になるかた、町はあくまでも口を出さないで、なったかたに町が報酬を出す。私はこれから新得町の発展にこういうふうなかたがたの協力をもらって助言をして新得町を良くするには、私は報酬を少し与えていただきたいと思っはいるんです。

でも、これは町長が出すと言わない限り、難しい予算なんだ。そこは理解しております。

今、質問した2点でございますけれども、ご答弁を願いたいなと思っております。

◎柴田信昭委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 執行方針の話であります。われわれ常日頃言っているのは、町民の生活を支えるというのはわれわれの使命でありまして、そのためにいろんなかたと相談をしながら予算を組んできておりまして、その結果が今回の予算につながったということでありまして、若干背伸びしたかなという、そんな思いもありますけれども、やらなくてはならないときにはやらなくてはならないという、そういう意味で予算編成させていただきました。担当課長も含めてちょっと苦労があったんじゃないかなと思っております。

その次に執行方針でありますけれども、さきほど言ったように、支えるべくそれぞれの課がいろんないろんな思いを執行方針の中に詰め込んできました。1つの整理として、新たな取り組みについては、やはり町民の皆さんがたにもお示ししなくてはならないというのが1つの柱。

それから従前やってきているものについて、特に変更がなければ今回は場合によってはカットしてもいいかなということで、変更ということでもう1つ柱を立てました。

最後もう1つ、3つ目があつたんですけれども、これは今までもやってきているけれども、あえてやはり今やっていることを町民のかたに知っていただきたいという、そういった視点で同じものを載せているものもあるかなという、そういう3つの考え方の中で執行方針を作らせていただきました。

その上で、流れに任せてという言葉は何とも言えない部分もあるんですけれども、決して手を抜くという意味ではなくて、さきほど言った3つの視点の中で、執行方針を整理させていただいたと。その結果がページ数につながったというのもあろうかなというふうに思っております、その辺ぜひ誤解のないようにしていただきたいなというふうに思っています。

それから観光協会と商工会長の具体的なポジションの名前が出てきまして、担当課のほうでもいろいろ悩んでいると思っております。

特に報酬というよりも、日頃行動をいただいたときの費用弁償というものについては、いろんないろんな問題があるようで、その辺、きちんと整理をしていかななくてはならないのかな

という、そんな印象を私自身も持っておまして、特に今の段階できっと担当課のほうも答えづらいかなというふうに思いますけれども、今吉川委員からあった話というのは、十分承りまして、関係するかたがたともよく相談をしながら対応していきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎柴田信昭委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 執行方針、力強く書いているところは書いていますから、あまりしつこく言ってもしょうがないんですけども、今の町長の答弁の中で25ページで終わったという、この答弁だけはまだ受けてないんです。ここだけは、第2の質問のところで、たいしたことではないですけども、去年と同じページ数だったというのがどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいなど。

それから、観光協会、商工会、これは本人、「私が言っていないのに、吉川、お前議場で勝手にしゃべってどうするのか」と、後で言われるかもしれません。でも、去年もしゃべった、この議場で。これは、今年1年かけるのか、1年かけないで町長が町の中で検討していただくのか分からないけれども、正直言いまして、人選するのはたいへんです。さっきも言いましたけれども、そば博があったら結構新聞にそば博の役員会から何かいろいろなものが1週間に2回ぐらいボランティアで出ている。自分の家の仕事になっていない。ここら辺が若干の給料で、こういうのでもう同じだとなるかもしれませんけれども、気持ちの問題だと、私は思っております。

日本全国で商工会長に町村から若干の報酬が出たなんていったら、新聞でワーと出ると思います。新得町始まって最初でスタートでこれが全国に広がるかもしれません。観光協会の会長に報酬をやった、これも新得町が初めて全国に発信するかもしれない。でも、今はそんな時代だと、私は思っております。ぜひ検討してください。

これはもうこれでOKです。25ページだけご答弁願えれば。

◎柴田信昭委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 執行方針、私の担当、担当と言ったら変ですけども、行政部門と教育部門合わせて25ページということでありましてけれども、特に何10ページにしようという、そういう意図は決してございません。

いずれにしても、思いをどうこの執行方針に込めて、そしてどう皆さんに伝えるかということでありましてけれども、その結果が増える場合もあるかもしれないし、少なくなる場合もあるかもしれないということで、あえて25ページにこだわったわけではないということで答弁させていただきます。

◎柴田信昭委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、総括的質疑を終わります。

◎一般会計 歳出 第1款 議会費全般

◎柴田信昭委員長 次に、予算書の42ページをお開きください。第1款、議会費の審査を行います。42ページから43ページまでの、第1款、議会費全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、第1款、議会費を終わります。

◎議案第17号 行政不服審査会条例の制定について

◎柴田信昭委員長 次に、条例の審査を行います。議案第17号、行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第17号、行政不服審査会条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

下段の提案理由でございますが、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、不服申し立てを諮問する第三者機関として、行政不服審査会を設置し、審査会の組織および運営等について規定するため、本条例を制定しようとするものであります。

前のページに戻っていただきまして、第1条では、条例制定に関する趣旨について規定しております。

第2条第1項では、法に基づく不服申し立てがされたときは、行政不服審査会の設置を規定しており、第2項では、調査審議が終了したときは、その審査会が廃止されることを規定しております。

第3条では、審査会の組織について規定しております。

第4条第1項では、委員について、町長が委嘱することを規定しており、第2項から第4項まで委員の解任などについて規定しております。

第5条第1項から第3項まで、会長の選任などについて規定しております。

第6条第1項から第3項まで、審査会の会議の招集などについて規定しております。

第7条では、審査会の庶務は、総務課において処理することを規定しております。

第8条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることを規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎柴田信昭委員長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

◎議案第18号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎柴田信昭委員長 引き続き、条例の審査を行います。議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

中段にあります提案理由でございますが、行政不服審査法第38条および第78条の規定に基づき、不服申し立て審査請求人または参加人に対して関係書類の写しを交付する際の手数料について規定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。第1条関係では、行政不服審査法の規定に基づく手数料を定める旨を追加することを規定しております。

第3条関係では、「手数料は、申請又は請求等の時に徴収する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない」の規定に関しまして、行政不服審査法の規定に基づく審理員および行政不服審査会が提出書類の写しを交付する場合は、「町長」とあるのを「審理員」または「行政不服審査会」に読み替えることを規定しております。

別表関係であります。行政不服審査法に基づく審理員および第三者機関である行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付手数料を追加しまして、それぞれ、白黒1枚につき10円、カラー1枚につき30円の手数を規定しております。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎柴田信昭委員長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。
(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

◎一般会計 歳出 第2款 総務費(第1項 総務管理費)

◎柴田信昭委員長 次に、予算書の44ページをお開きください。第2款、総務費の審査を行います。44ページから59ページ中段までの、第1項、総務管理費についてご発言ください。村田委員。

◎村田博委員 45ページの共済費でございますが、共済組合追加費用で1,366万7,000円というのがあるんですけども、これはどういうことでしょうか。

◎柴田信昭委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時47分)

◎柴田信昭委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時49分)

◎柴田信昭委員長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 お答えいたします。現在、年金制度がありますけれども、年金制度ができる前の昭和37年以前、恩給制度というのがありまして、そのときの恩給制度があったときの期間の算出する財源を毎年、総務大臣のほうに率を決めて各公共団体のほうに負担するというので通知来ているものなので、毎月4月の給料の12カ月分の1,000分の33ぐらいの率で、今年予算を計上しているところであります。

◎柴田信昭委員長 村田委員。

◎村田博委員 これは職員の給料の追加分ということですか。職員じゃなくて共済か。ごめんなさい。

◎柴田信昭委員長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 すいません。これは今まで役場に奉職されたかたの退職者が対象ということで、理解していただきたいと思っております。

◎柴田信昭委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 4項目について、質問させていただきたいと思います。

48ページの19節の町民花火大会実行委員会のことなんですが、毎年これまで2回やって、町民のかたは喜んでおる大会なんですけれども、この花火を行うにあたっては地元の青年部OB、いろんなかたに協力を願いながら花火を上げていると思うんです。

今年は花火、いつ上げるのかなと、これは日にちが確定していないと思います。私の提案なんですけれども、そばまつりの真ん中で上げたらどうだろうか。

これには、ほとんどの人が出払って、みんな疲れていて、花火を上げるお手伝いをする人が、では誰がいるのかという話になるかなとも思うんですけれども、私はこのそばまつりというのは、新得のいまだかつてないイベントなわけですから、総務課が全部各課職員の人かたに割り振りして、「あなたはこっちの駐車場、あなたはこっちの駐車場、あなたはここで売り子」、いろんな配置が私は必要だと。

そのときに町民の花火大会は、そばまつりというのはだいたい3時頃には終わるわけですから、その夜は役場の職員のかたちょっと疲れて大変かもしれないけれども、具体的にあげたら語弊がありますから、私の言うことを聞かないで、検討していただければと。

産業課の農業の関係のかたがた10何人、あなたがた花火のほうの大会の担当になってください。そうしたら今まで協力していただいたかたとそのかたがたでやると。私はそのくらいのもので、よそから来た人も「新得町は活気がある」というものを見せていただきたいなど。これにはまだ時期がありますから、私はお願いするほうですから多くを語らないですけれども、やっていただきたいという願望は人一倍持っています。そこら辺ご答弁願いたいなど。

それから51ページ、持家等住宅建築祝金でございますが、予算計上されていますけれども、町の感覚として、今年ほどのくらいこの予算が出ていくだろうか、そこら辺の見通しを教えてくださいなと思っております。

また、54ページの防犯カメラ設置でございますが、私は防犯カメラがこんな、250万円もするなんていうふうには当初思っていなかった。今、テレビ等で見たら、東京都は防犯カメラ、防犯カメラと、軒並み防犯カメラがあるわけですから、2、30万円で防犯カメラは付くものなんだなど。

それから隣町の話をしたら失礼けれども、鹿追なんか4台、去年付いている。新得町は電波が悪くて付けるのに苦労されている。設置する場所も苦労するかもしれないけれども、この防犯カメラというのは町職員がのぞけるかのぞけないか。設置している場所は警察でないわけですから、今回は。そうしたら、町職員がのぞけるかのぞけないか。

またそこへ一般の町民の人が行ったら、一般の町民の人が、事件がなかったらそんなもののぞかないと思うんですけれども、のぞく可能性があるかどうかだけ、ご答弁願えればなと思っております。

それから、57ページの陶芸センター管理費の陶芸講座参加料でございますが、私が陶芸の話をするのは、15年ぶりぐらいかなと思っております。

陶芸は少し過去に、陶芸をやる人は素晴らしい趣味の持ち主だから、参加料2万円を取って、少しでもマイナスを防いだらどうだというのを、斉藤町長のときにしつこく言っていたものでございます。

今、受講生、若干減っていると思うんですけれども、どのくらい受講生がいて、新得やなんかどのくらい普及しているのか。またよその町からも陶芸に来ているのかどう

か。ここら辺の把握を1回お聞きしたいなど。

以上4項目、お願いいたします。

◎柴田信昭委員長 暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。答弁は休憩の後とさせていただきます。

(宣告 10時59分)

◎柴田信昭委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

◎柴田信昭委員長 小林庶務係長。

◎小林健利庶務係長 花火大会の件について、私のほうから答弁させていただきます。

吉川委員のおっしゃられるとおり、そば博で来られたお客様に花火を楽しんでいただくということは、たいへん重要なことだというふうに考えております。

私も実行委員会のメンバーでありまして、その思いは受け止めさせていただいたところですが、規模の大きなイベントが重なることによって、さきほど委員もおっしゃられたとおり、人員の確保だとか、また駐車場の確保、また時期的に寒さはどうなのかということも含めて、いろんな課題があるというふうに考えております。

花火大会は、町外から来られたかたはもちろんですけれども、町民のかたに楽しんでいただきたい、また町を盛り上げたいという思いを持った有志の実行委員がやっておりますので、その中で実行委員の意向も踏まえながら今後検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 持ち家のお祝い金の家の建設の見通しということですが、この制度、19年度からやっております、27年度の見込みまで、そうすると120件ほどになるのかなと思います。

平均すると単年度約13件ということなのですが、ここ4年ほど10件前後で推移しております。予算は440万円ですから12件を想定しているんですが、見通しとしては同じように10件前後かなと思いつつも、予算を組んでいる件数は家が建ってもらえればうれしいなというふうに感じております。以上でございます。

◎柴田信昭委員長 渡辺町民課長。

◎渡辺裕之町民課長 防犯カメラについて、お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、カメラ1台と無線による送受信で、それをカメラの映像を受けるモニターとサーバーのほうを設置することとしております。

金額につきましては、設置、カメラ、モニター、サーバーについては、それぞれ価格がある程度決まってくるかなと思うんですが、取り付けにあたりまして、なかなか新得、電波の受信が環境等を考えていった場合、ある程度高さのあるところで受信をしていかなければならないということで、消防庁舎の屋上のほうにアンテナを建てまして、消防庁舎の1階のコンピューターの入っているところで受信をしていきますので、その設置に係る工事費といえますか、そちらの設備費も発生してきております。

それとあと、職員が見れるのか、また町民のかたが見れるのかということの話ですが、中身については、監視カメラでなくて防犯カメラという位置付けになりますので、何か事が起きたときに担当する職員のみが見るというふうに考えております。

見方につきましては、パスワード等を設定して、セキュリティーには十分注意して、その職員以外には見れないという形を取っていきたいと思います。町民のかたについても見ることはできないというふうに考えております。以上です。

◎柴田信昭委員長 金田屈足支所長。

◎金田将屈足支所長 陶芸センターについて、お答えいたします。

現在、初心者講座、勤労者講座など、9つの講座を開設しておりまして、平成27年度では、受講生が53名でありました。そのうち町外からの受講生は10名であります。

平成26年度は46名でしたので、若干増えておりますけれども、ピーク時の平成3年には100名の受講生がおりましたので、約半数となっております。

受講生の高齢化等に伴って減少してきていますので、町外からの受講者を増やすなど、また管内唯一の登り窯がありますので、そのピーアールを図って、受講生を増やしていきたいというふうに考えています。以上です。

◎柴田信昭委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 花火でございますが、実行委員会にお任せ、基本はそうです。外野席の声、私は土曜日。実行委員会に基本は任せます。でも外野席のお願いの声は土曜日。

そして、職員の人、ちょっと疲れは大変だけれども、私はどこかの職員が3時まで駐車場びっちり、そこから空く、その後に花火を入れる。私はそれができるんじゃないかなと。

それから今回、新得物産が農林大臣賞を受賞したと。新聞を見ていたら、幌加内が4回受賞しているんですね。村田さんの11年の受賞、うちの今回の新得物産の受賞で4回だった。新得町が、幌加内と規模は違いますけれども、そばのまちだと。取ったそばが一番うまいというので自慢しているところで、幌加内と同じだったら面白くないなと。向こうはもうそば博やっているわけです。どういうふうにやっているか、私は見に行ったことがないから分からないですけれども、やはり新得町で少々疲れて、少々大変なことは分かるけれども、できることはそこにぶつけていただいてやっていただきたいなど、これが外野席のお願い。実行委員会の人でも右から左かもしれないし、残っているかもしれないけれども、外野席、こう言っていたというのも、委員会の中で少し言っていたらうれしいかなと思っております。

答弁は同じような答弁になるだろうと思うから、これでしゃべりやめます。よろしくお願ひします。

◎柴田信昭委員長 答弁求めますか。

(「答弁いらない」の声あり)

◎柴田信昭委員長 ほかに。長野委員。

◎長野章委員 58ページから59ページの地域協力活動費なんですけれども、中身がどうこうということではないんですけれども、地域おこし協力隊の終わった後と言ったらおかしいですけれども、そういった人たちのケアというか、今まで任期が来ないのにやめられたかたとか、そういうかたもいるわけなんですけれども、よその町の話をしてもしようがないですけれども、一定程度任期が終わったら、何らかの支援をして残ってもらうというそういう。うちの町でしたら、恐らく事業を起こしたら、その補助があるんですけれども、そうじゃない人というか、個別に事業を起こすのではなくて、例えば仕事は変わるけれども、そこに残る人とか、そういう人たちの支援というのは、たぶんどの町でもないのかなというふうに思っていますので、ぜひ協力隊を募集する前から、そ

ったのをピーアールしながら、なるべく新得に残ってもらおう。

一番いいのは、協力隊で入ったところにずっと残ってもらって仕事をしてもらうのが一番いいのでしょうけれども、しかしやはりそうではない人というのもいると思うんですよね。協力隊の任期が切れて、そのあと例えばどこかの事務屋さんと言ったら変ですけども、そういうふうになった場合には、今まで、アパートだとかそういうのも助成をしてきたわけですから、そういうのを続けて。ずっととは言いませんけれども、ある程度何年間かはそういう取り組みをしてもいいんじゃないかということで、ちょっと伺っておきたいと思います。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 地域おこし協力隊の活動が終わった後の支援ということでありましてけれども、今、隊員が終わった後どうなっているかと状況を申し上げますと、今まで27年度末をもって退任するかたも含めて、10名のかたが協力隊の活動を行って、そして退任していく。途中で退任したかたもいらっしゃるのですが。そのうち8名のかたが町内に残っている、あるいは残る予定のかたであります。

基本、地域おこし協力隊のわれわれがやっているのは、活動場所で3年間活動したあとにそのまま引き続き人材として残って活動していきたいというのは、基本の考えであります。

ただ、隊員の意向もありますので、途中でこういうことをしたいとかという意向のもとにやめるかたもいらっしゃいますし、終わった後に別にこうやりたいとかたもいらっしゃいますので、その意向に応じて何ができるかということで考えております。

基本的に起業する場合は、今ある制度の中での支援策で行っていく。

住宅料の話もありましたけれども、今のところ終わった後に住宅料、今まで見ていたのを町で支援するという考えはありません。基本的に地域おこし協力隊の活動費は特別交付税の賄いという範囲内で行うというのは基本の考えでありますので、活動が終わった後は基本的に自立していただきたいと、そういう考えでおります。

どういう状況になるかというのが、これから見えてくると思いますけれども、なるべく地元に残って、そして人材としてそのまま活動を引き続きやっていく。その上で、もらった報酬で定住していただければというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◎柴田信昭委員長 長野委員。

◎長野章委員 さきほど言いましたけれども、起業をするとか、そういう人たちはあまり心配していないんですよね。

せっかく来ていただいて、3年間終わった後、そのまま同じところでその人がちゃんとやっていけるのであれば、これは問題ないと思うんですけれども、そうじゃない人たちについて、自立が基本というのは分からないわけじゃないんですけれども、ちょっと手を差し伸べてもいいんじゃないかなというふうに思うんですよね。

だから、いろんな職種だとか、そういうのがありますから、どこがどうだということではないんですけれども、例えばさっき言いましたように、住宅料の一部でも助成してやるとか、そういったのも残っていただくための1つの方策でないかなということで、ご意見申し上げておきたいなというふうに思います。

今まで結構新得町で受け入れというか、募集して入っておりますから、そういうことを考えると、これからそういう人が出てくるのかなというふうに思うので、ぜひその辺

何らかの方法、よその町もちょっとやっているようなところもあるみたいですから、ただよその町はうちのほうでやっている起業に関して助成をするとかということだと思っので、全くそういうことではないということはないかもしれませんが、ちょっと研究してみたいなど。いつからということはいませんが、ぜひそういうのをちょっと研究していただければなというふうに思いますので、要望しておきたいと思っいます。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 今の段階では自立が基本と思っっておりまして、その住宅という部分では、安い住宅料のところもあると思っしますので、そういう選択肢もあるかなというふうに思っしております。

基本的に、そこの活動場所で引き続き活動するというふうになれば、その事業所のほうで、それなりの手当をしていただければというふうに思っしております。

ただ、委員の意見も十分参考にしてみたいなというふうには思っしております。

◎柴田信昭委員長 ほかに。貴戸委員。

◎貴戸愛三委員 51ページ、5目、企画費、予算書を見ても予算にあがっていないので、見る必要もないんですけども、定住促進のための補助金、これは申請があがってきて、その都度補正を組んで補助金を出していくと。それで、平成27年度でいえば非常に多くの補助金が出された。これは民間の力を借りて、若い人たちが住む住宅整備につながっていると。これは今後も継続すべきだと、そう思っっています。

ただ、では28年とか、29年、今のような形で住宅整備がなされるのであれば、大丈夫かなと思っんですけども、実を言うと月曜日、一般質問の中で湯浅真希議員がやった空き地の活用法、村田議員が福祉関係の採用、人員の問題をされました。リンクしてくる部分があります。

それは何かといいますと、今、厚生協会が地域密着型特別養護老人ホーム20床、それで28年度の予算で新法人が29床の地域密着型特別養護老人ホームをやる。そして、来年度の計画でいけば、老健、聞いた話ではおおむね60床ぐらいを整備するというふうに。そこで働く人たちの住居というのは、やはり確保しなくてはいけないというのが前提にあります。

その数字が確保できるのであればいいのですけれども、もし確保できないとすれば、今までのパターンと同じようにほかの町、隣の町に住んで通うしかないという現状が生まれてくると。

それからもう1つ、それだけじゃ足りないのが私たちとか、町長の年代の人間があと3年とか4年たつと、どんどんどんどん退職していきます。かなり的人数が退職していくということになると、事業者は新しい人間を雇用すると。そうすると、退職する人間はだいたい持ち家構えたりうんぬんしているのでいいのですけれども、新しく採用される人たちは住む場所があるかという現実問題ない。

例えば、実際の話、厚生協会さんみたいに自分たちの職員のため、促進事業を使いながら住宅整備をやっているところもありますけれども、そうじゃない事業所の場合は、やはり働く人が自分で住む場所を見つけなくてはいけないということになってくる。

そうしますと、町長もご存じだと思っんですけども、新得町内で働いている人間の中で400人ぐらいがほかの町から通ってきていると。全部が全部、住宅がないからいうわけじゃないと思っんですけども、非常に新得町にとってみればプラスにならない事

業なんです。

ですから、もし定住促進だけで賄えないとすれば、私はある程度もう公設の施設の整備というのは、必要なんじゃないかと思っています。

そのために例えば昨年、取得した用地、1つの用地はまだ確定していないと私、思っているのですが、ただ、市場跡地というのは私はもうある程度確定用地だと思っている。これを有効に定住促進のために、公設で例えばそういう準備をしていると。

だから、例えばお金を抜いて、実施設計かけて、必要になったときにすぐ建設できるぐらいの状態をつくっておいて、もしつくらないならつくらないで、実施設計の費用が無駄になるということはあるかもしれませんが、準備しておく必要があるんじゃないのかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 住宅の関係なので、私のほうはちょっと答えになるかどうか分かりませんが。

定住住宅、要するに民間の賃貸住宅というのが、平成27年度の整備を含めると、72棟の318戸まで整備されることになっています。これは従業員住宅も含めて、そのくらいになります。

入居の状況なんですけれども、若干今、空いております。ちょっと最新の状況は分からないのですが、ちょっと前に調べたところでは、20戸ぐらいは今、空きがあるようでございます。

住宅の需要と供給のバランスをどうとるかというところは難しいところなんですけど、その需要の動向を見ながら住宅の整備を進めていく。これまで民間のかたがたにお願いというか、制度を利用して、住宅を建ててもらおう。

結果として今、そういう空きがありますので、感覚的には需要が垂れてきているのかなと思いつつも、町外から通っているかたの住宅がないというのが、どういう住宅を求めているのか、そういうところにも関わってきているのかなというふうには思っております。

その上で、28年度以降、定住住宅の制度というのは、ちょっと見直そうかなという考えもあります。

ただ雇用の促進は支援していきたいということで、これは継続していきたいなというふうには思っております。

その上で今、公設の住宅というお話がありました。当然、越中屋旅館の跡、それから市場の跡、空き地があります。さきほどの議論もありましたが、子育て支援、あるいは高齢者、それから若者の下宿的なもの、そういった課題がある中で、どう整備していくかというのは、これからのまた課題なんですけれども、公設というのも選択肢にあるのかなと思いつつも、詳細につきましては今後の検討の行方によるのかなというふうには思っております。

◎柴田信昭委員長 貴戸委員。

◎貴戸愛三委員 新得の町で働いている人は新得の町に住んでほしいという思いで今、言っているわけです。

それで、単身者用の部屋が空いているうんぬんというのは、さっき言ったみたいに、これから若い世代、要するに私たちみたいなもう60歳を過ぎてこれから退職していく年代を迎えていく人間じゃなくて、それを補充するために入ってくる若い人材が住む場所

が、ただ単に新しい事業所が開設されたから増えますという比じゃなく、増えてくるといふ前提がある。だからもし定住促進の民間の事業が予想を下回って、住宅供給ができないという状況になったら、新得町にとって何もプラスにならないということで今、申し上げている。

それからもう1点、町の中に人が住んでもらう。ものすごい大事なことだと思っている。今、例えばちょっと報道番組や何かでよく変わった取り組みをやっている町なんていうのが出てくると、そのキーワードは「コンパクトシティ」ということになる。

そうしたら、何をやっているかという、人口、どこの町も減っていくものだから、町の中のにぎわいを維持しようと思ったら、人を集めて町の中に住んでもらう。やはり私は1つのキーワードになると思う。

とすると、新得町は去年2カ所土地を取得した。これは、そのキーワードに合う、そこにどういふ世帯の人間が入るか、何戸入るかは、これは町がこれから考えればいい話だと思うし、まだ用地取得できる可能性があるところもあるわけですから、それを有効に活用して町の中に若い人、それから独居になって1人で住むのが難しいようなお年寄り、子育て世代、うまい具合にマッチングさせた形の中で、町の中に住んでもらう。これが逆に言うと、商店街の振興とかうんぬんにもつながってくる。

今、駅前再整備の話も出てきていますけれども、要するにそういったものをリンクさせながら町の中に多くの人間が住んでもらうというのが、これからあるべき町の形になってくるんじゃないのかなと私自身は思っているの、それでせっかく新得町が買った土地だから、そういう活用方法を考えてくれという意味での質問なので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

◎柴田信昭委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 委員の思ひは担当も含めて、われわれも思ひは一致していると思ひます。たいへん役人的な答へなんですけれども、公の場で議事録に残して発言できる範囲は、やはりたいへん申し訳ないですけれども、その辺もぜひご理解いただきたいと思ひっております。

同じ答へになるんですけれども、今、空き地の話がありましたけれども、さきほど言ったように屈足も含めて、今言った2カ所以外にも旧白生舎の跡も、これらも頭に入れながらさきほどと同じように若い、あえて今回若手の職員に託して、そんなに時間のかからない中でたたき台というのは私、出てくると思ひていますので、その段階でまた、各議員も含めて関係するかたがたと相談させていただきたいと思ひしております。

重ねて言ひますけれども、思ひは担当も同じだというふうに思ひていますので、その辺ぜひご理解いただきたいと思ひています。

◎柴田信昭委員長 ほかに。佐藤委員。

◎佐藤幹也委員 1項目質問させていただきます。さきほどの長野委員と重複する部分もあるんですが、58ページの地域協力活動費について質問させていただきます。

この制度がどういった制度なのか、またさきほど答へで交付税で賄っているという答へがございましたけれども、町の持ち出し、支出があるのかないのか。

現時点で、今回21名の募集をかけているんですが、現時点での応募はどういった状況なのか、その辺お聞かせ願ひたいと思ひます。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 まず地域おこし協力隊の制度の内容ということでございます

けれども、これは都市部から条件不利地への人の新しい流れをつくるための1つの施策として、総務省が考えた制度でありまして、確か平成21年度から運用されております。

その上で、過疎地域、条件不利地ですから過疎地域なんですけれども、そこでいろんな地域の課題、そこに不足する人材を補うということで、都市部からそういうかたがたを募集して、過疎地の課題解決のための活動をしてもらう。

その上で、そこにかかる費用は国が特別交付税として、人件費として200万円、活動費で200万円、400万円を1人あたり措置します。これが3年間行うという制度でありまして、本町は平成25年度からこの制度を活用しております。

28年度、活動の幅を広げまして、21名の募集をとということで、継続も含めて21名体制でいきたいというふうに思っているのですが、今のところ募集状況、継続が4名、それから新たに隊員となるかたは、今のところ5人になる予定であります。

そういうことで、4月スタート段階で10名体制で…。

◎柴田信昭委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時41分)

◎柴田信昭委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時41分)

◎佐藤博行地域戦略室長 すいません。先般新たに募集をして応募があったかたの面接をして、新たに6名を隊員として委嘱する予定でございます。継続と合わせて10名の体制で28年度をスタートして、まだ応募のない11名の分野について継続して募集をします。

そのほかに新たにそばの商品高付加価値化、あるいはコントラの人材の育成というものがあって、それも3名募集をしております。

結果的に何名になるかというのは、今のところまだ見通せないのですが、4月スタートでは10名体制で行っていくと、こういうことでございます。

◎柴田信昭委員長 佐藤委員。

◎佐藤幹也委員 これは、21名という募集で今10名、全員が応募があったらあと11名ということなんですけれども、当然町内に住むというような形になると思うんですけれども、この辺の住宅の確保ですとか、その辺はきちっとされているのかどうかというのが1つと。

せつかくの制度ですから、移住促進にもつながる制度だと思うんです。さきほど町からの支出はないということで答弁あったと思うんですけれども、移住促進の点からもいって、町の予算を投入してでも少し魅力のある「新得町に来て働きたい」というような、そういうような本気度といいますか、そういったところを見せていただければなというふうに感じているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 隊員の住宅確保につきましては、その応募のあった、そして委嘱を前提として、その辺の確保はしてきております。

応募のない活動の分野の隊員のかたは、その都度応募があって、そして手続きをして委嘱をするという運びになれば、その段階で住宅の確保はきちんとしていくということにしております。

予算措置等、それから町の持ち出しなんですけれども、基本的に報酬は200万円の範

囲ということですが、活動の分野によっては専門的な知識を有するかたを募集している部分もあります。その辺につきましては、若干その報酬の金額を上げておりました、その分は、持ち出しが一部出ているところもあります。

基本的には、交付税で措置される範囲内という、基本の考えで運用はしていくということでございます。

それから、移住につながるような本気度というような話でございましたが、さきほど長野委員にもお話ししたように、まず3年間は活動を頑張ってもらって、その上で、その後はその活動分野で引き続き戦力として活動してもらおうというのがわれわれの前提としているものでございますので、そこにつながるように進めていくというのが基本としてあります。

結果的にさきほども申しあげました10名が今、活動して、退任したかたのうち8名が残っていくということで、8割の定着率というふうになるかと思えますけれども、これはほかの地域と比べるとかなり高い数字かなというふうには思っております。

その上で、今後もその隊員が引き続き活動をして任期満了になりますので、その後というのと同じような考えのもとに、引き続き町内に残って活動してもらおうという道をつくっていくように努力をしていきたいというふうには思っております。

◎柴田信昭委員長 佐藤委員。

◎佐藤幹也委員 今ホームページに出ている募集要項を見させていただいてますけれども、「もしあなただったら、この募集要項で全く知らない土地へ来ますか」、「地域協力隊として来てもらえますか」といったときに、あの要項ではちょっと難しい部分があるんじゃないかなと、私は感じているんですね。

ですから、もし今後、これで応募の人員がストップするようであれば、今後また募集要項の条件を変えながら、1人でも多く来てもらって、新得町のために活動していただけるような、そういった形でさきほど長野委員が質問された3年後の保障ですとか、そういったことも含めて、ぜひさらに検討していただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 募集要項を見てあまり魅力がないというような話もありましたが、基本的にその募集する活動分野、そしてその活動の内容、その上で隊員として活動する上での諸条件というのを定めておりました、その募集段階ではそれ以上のことはうたえないかなというふうには思っております。

基本的に報酬にしても、活動費用にしても、さきほど言いましたように国の財政措置の範囲内ということにしておりますので、まずは募集している内容を見てもらって、もし問い合わせをしたいことがあれば、われわれは丁寧に説明はしていく予定でいますし、新年度募集のサポートを外部機関に委託をして、少しでも隊員とのマッチングができるように進めていきたいというのと。

われわれも相談があったときには細かく説明をしながら、そして3年後はこう考えておりますけれどもというようなことも含めて説明をして理解した上で、応募につなげたいというふうに思っておりますので、魅力があるかどうかというところではちょっとお答えしにくい部分があるんですが、通常どおり、活動の分野を説明しながら、募集をして、そして隊員に来ていただくというところはこれまでどおり進めていきたいなというふうに思っています。

◎柴田信昭委員長 ほかに。廣山委員。

◎廣山輝男委員 1点だけ、ちょっとお伺いします。

48ページ、49ページの120年史の編さん関係。80年史とか100年史、いろんな段階で編さんをやっているんですけども、当然これは1年以上かかるのかなとは思いますが、どのような編さんを考えているか。今までどおりのようなことを描いてこの編さんをしているのかどうか、その辺についてお伺いします。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 平成31年に開拓120年を迎えますので、その記念の年に120年史ということで発刊を予定しております。

どういう内容ということですが、基本的に100年史にまとめられている部分、それに追加をしていくのか、それから加除式にしていくのか、その辺は今後編さん委員さんと協議しながらどういう形でしていくかというのを決めていきたいというふうに思っております。

平成23年度に100年史発刊後10年分の資料収集をしております、25年度にその資料収集したものの文書化まで実は進めております。

その後の10年部分を120年史編さんと同時にまとめていって、100年から120年のものを20年間分を編さんしていくということなんですけれども、その編さんの仕方はどうしていくかというのは、委員さんと相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

◎柴田信昭委員長 廣山委員。

◎廣山輝男委員 歴史的なことはそのとおりでいいのですが、私が質問したかったのは、最近学校でも一般のかたも含めまして、新得の良さとか歴史だとか、そういったものもやはり踏まえながらまちづくりする人はする、町を訪れる人は訪れて、良いところを見ると、こういうふうになるんですけれども。

私、思っているのは、私もいろいろと学校関係に行ってお話しする機会が結構あるんですけども、歴史は私たちが見るのにはいいです。これプラスアルファ極端に言えば小学生が見ても利用できる、あるいは学べる、あるいはそれを活用しながらさまざまなことができる。易しい字を書けばいいじゃないですけども、つまり最近ですと、漫画チックだとか、いろんな形で付属資料やなんかたくさん歴史資料にはあるんですよ。

だから、そういう1つ、誰でもが易しく見れる、扱っていただける、そういうものに少し、改善するといいたいでしょうか、創意工夫をしてつくってはどうかという視点です。

今、小学生でもあるいは中学生でも、新得の歴史だとか、郷土資料とか、そういうのを結構学習しているんですよ。

それはそれでいいのですが、こういった100年史や80年史は今あるんですけども、そういったものを利用しながらやっているというのはほとんどないんです。それは、いついつ何があったというのは、それを見れば一番簡単なんですけれども。できればそういうものをベースにしながら、付属資料でこういう分かりやすいものがありますと。それを見ながら自らもやはりそういうところに行って学んでくるというようなことからも含めて、少し創意工夫した中で誰でもが利用できるような、活用できるようなものに創意工夫をしたつくりをできないのかということだけ、ちょっと伺っておきたいと思っております。

もちろん付属資料というと、相当なお金が掛かる可能性もあります。今、いろんな機

械器具もありますから、そういう中で全部入っていますといえばそれまででもできないことはないんですけども。そういった意味の創意工夫したつくり方もやはり。

今までの80年史、100年史的なつくり方の編さんはそれはそれで、私はダメだとは言っておりませんから、それはそれでつくって、付属的にもう少し分かりやすく誰もが見て、あるいは旅行者が見ても、「ああ、こういう町なんだ」ということが、すばっと分かるようなことがあればありがたいなというようなことで、創意工夫してほしいなと思います。以上です。

◎柴田信昭委員長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 よく分かります。120年史そのものはやはり大きく変えるわけにもいかないかと思いますので、今までの流れの中でつくっていききたいなというふうに思っております。

また別に、分かりやすいものということで、110年記念のときに絵本的なものをつくったと。例えばそういったものということかなと思いますので、委員の意向を踏まえてどういった形のものができるのか、これはまた編さん委員のほうに諮って、ちょっと検討してみたいなというふうに思います。

◎柴田信昭委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 次に進みます。

◎柴田信昭委員長 ここで暫時休憩し、午前の部を終わらせていただきます。午後1時まで休憩いたします。委員長席を廣山副委員長と交代いたします。

(宣告 1 1時5 6分)

◎廣山輝男副委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 1 3時0 0分)

◎議案第19号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎廣山輝男副委員長 次に、条例の審査を行います。議案第19号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第19号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

おめくりいただき、2ページの提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、地方税の課税免除の対象となる家屋や償却資産の取得の日を1年間延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、免除に対して交付税の補てん措置が適応されます。

改正内容であります。租税特別措置法第12条第1項または第45条第1項の適用を受ける家屋や償却資産の取得の日を1年間延長するものです。

1ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行す

るものであります。

条例本文の説明は省略させていただき、以上で説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎**廣山輝男副委員長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。
(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

◎**一般会計 歳出 第2款 総務費(第2項 徴税費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第4項 選挙費、第5項 統計調査費、第6項 監査委員費)**

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、総務費の審査を行います。59ページ中段から64ページまでの、第2項、徴税費、第3項、戸籍住民基本台帳費、第4項、選挙費、第5項、統計調査費、第6項、監査委員費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第2款、総務費を終わります。

◎**議案第16号 財産の無償貸付について**

◎**廣山輝男副委員長** 次に、条例の審査を行います。議案第16号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎**坂田洋一保健福祉課長** 議案第16号、財産の無償貸付について、ご説明申し上げます。
次のとおり財産を無償で貸付するものであります。

1. 財産の表示であります。土地は、所在地、新得町西2条南5丁目5番1。地目、原野。面積、11,712平方メートルのうち、3,693.93平方メートルのほか、表に記載の所在地を対象として、合計面積7,129.88平方メートルであります。

2. 貸付の目的であります。地域密着型特別養護老人ホーム建設のためであります。

3. 貸付の期間ですが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間であります。

2ページ目を御覧ください。

4. 貸付の相手方ですが、上川郡新得町西2条南3丁目2番地3、社会福祉法人輔心会設立準備委員会、代表 若林尚であります。

参考として、財産貸付料の算出表および、3ページ目に図面を添付させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎**廣山輝男副委員長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 2点についてお聞きしたいと思います。

貸付の相手が設立準備委員会でしたら、この準備委員会設立してしまったら、解散したらどうなるのかなという思いが1点あります。

それから、土地でございますけれども、土地の中に雑種地が大きな面積を持っており

ますけれども、雑種地で道路等を付けるときは、貸してはいるけれども、町が付けてやるのかどうか、そこら辺ご答弁願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** 質問のあったことにお答えいたします。

まず1つは、貸付の相手方についてなんですけれども、社会福祉法人設立準備委員会ということで、貸付の期間が1年間なんです、建物が完了するまでには社会福祉法人として認可をいただく予定になっています。

その間については、社会福祉法人で公共的な施設を建てる土地については、議決を要しないで貸し付けることはできるのですけれども、まだ準備委員会の段階でということなので、議決を1年間いただくという形になっておりますので、解散した後、今度社会福祉法人に対して貸付をするという形になります。

それから、雑種地の道路ということなんですけれども、図面を見ていただきたいと思います。貸付の黒枠のところは施設の建物とそれから駐車所等の面積になります。この中については町道の計画がありませんので、これの枠の下の南側のほうに若干細く町有地が残っているのですが、今後この図面でいくと、左側の空き地の部分にいろんな、今後使い道とか計画を立てていくようになったときに、あらためて町道が必要となったときに町道を確保できるように、ここの下の部分はそのまま町有地で町が持っているような形になっております。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

◎議案第20号 保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、条例の審査を行います。議案第20号、保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎**坂田洋一保健福祉課長** 議案第20号、保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

3ページ目、下段を御覧ください。

提案理由でございますが、従来使用許可の対象としていなかった保健福祉センター内にありますデイルームとボランティア室を町民の利用ニーズに合わせ使用対象にするるとともに、リフレッシュルームの利用券に1カ月券および1年券の区分を新たに設け、施設の利用促進ならびに町民の利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

4ページ目を御覧ください。

改正内容についてであります。まず、別表中、1の会議室等にデイルーム(A)、デイルーム(B)、デイ調理室、ボランティア室の4室を追加するとともに、別表中、2の健康増進機器という名称を実態に合った「リフレッシュルーム」という名称に改め、また利用券に1カ月券および1年券を追加するものであります。

なお、追加する4部屋の利用料金につきましては、既存の会議室等の面積比率により設定するとともに、リフレッシュルームの1カ月券および1年券の料金についても既存

の3カ月券および半年券に準じて利用率および割引率を勘案した設定としております。

また、これまでリフレッシュルーム回数券に有効期間を設定しておりませんでした。新たに町民の利用促進を図るため、発行の日から2年間の有効期限を設けるものであります。

3ページ目に戻っていただき、中段にあります附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に発行された回数券の有効期限を平成30年4月1日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎**廣山輝男副委員長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

◎一般会計 歳出 第3款 民生費(第1項 社会福祉費)

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、予算書の65ページをお開きください。

第3款、民生費の審査を行います。65ページから74ページ上段までの、第1項、社会福祉費についてご発言ください。長野委員。

◎**長野章委員** 67ページなんですけれども、福祉対策費の中で8節の報償費ですけれども、暮らしづらさ解消委員会というふうに2万6,000円ほど見ているんですけれども、こういった事業でこういった委員構成でどのようなことをやっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** お答えいたします。暮らしづらさ解消委員会につきましては、今年4月1日から施行予定の障がい者条例の中に新たに設けられた委員会でありまして、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさや、差別、虐待などの解消を図るために自立支援協議会内に設置をいたしまして、障がい者から申し出があった場合に、行政や事業所、関係者に対して、調査、それから調整を実施する、そういった委員会になります。

解消に向けて制度やまたはサービス改善等の提言も行っていきたいと思っております。

また差別や虐待については、道にも同じように委員会がありますので、そちらとも連携をして行っていきたいと思っております。

メンバーのほうなんですけれども、28年度に入ってから新たに委員会を立ち上げる予定なんですけれども、委員につきましては町内で生活される障がい者および家族や介護者、それから町民のかた、それと弁護士やまたは司法書士、人権擁護委員、民生委員、主任児童員、学識経験者、それから関係する行政機関の職員ということで、任期は3年間の任期といたしまして、町長が委嘱する形となっております。

そういう委員会を立ち上げまして、さきほど申し上げた暮らしづらさ、障がい者にとって地域で暮らしていく中でその暮らしづらさ、そういったものを解消できるように進めてまいりたいと思っております。年3回ほどの開催予定といたしております。

◎**廣山輝男副委員長** 長野委員。

◎**長野章委員** 年3回ということで、了解しました。

今、お話しを聞くと障がい者だけなんですか。ここに申し込まれる苦情というか、解消する、そういうことなんですか。そのことだけなのか、ちょっとまたお聞かせ願いたいと思いますけれども。

それと、委員会に対して直接お話しをしないとダメなのか、例えば今民生委員さんみたいな人がいますよね。そういうかたが地域の人にそういうお話しをして、ここに持ち込まれるのか。そういうせっかくできても、なかなかここに言いづらいとか、そういうことがないのかなというか、その辺心配なので、もう少し。ピーアールすることではないのかもしれないですけども、やはりそういうことがきちっと整備されているということは、やはり何らかの形で周知していくというか。

それか、民生委員さんみたいな人が気にしていて、その人の悩みをそこに持ち込むとかという方法なのかなと。いろいろあるかと思うんですけども、その辺お聞かせ願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** ピーアールにつきましては、委員会が設立されましたら、委員さん等の、こういったかたが委員さんになってということなので、直接委員さんのほうにお話しをしていただいてもいいですし、なかなかそういった悩みというのは、人にお話しをするというのには抵抗感があったりだとか、そういった場に出向くということが苦手なただとか、いろいろあるかと思っておりますので、需用費の中に福祉レターという形で今、町の行政に対して町長レターということで、いろんなご意見を賜っていますが、福祉レターということで、それは障がい者のかただけじゃなくて、高齢者であったり、福祉関係のそういった悩みのご意見等を賜るために、そういった福祉レターを実施したいと思っておりますので、直接ご相談も承りますし、そういったレターを通して、障がい者や関係する皆さんからご意見を賜る予定になっております。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。村田委員。

◎**村田博委員** 69ページの19節、地域サロン運営事業費ということで、新しい事業だと思うんですけども、2団体かなと思うんですけども、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** お答えいたします。地域サロン事業については、高齢者や障がい者、それから児童、子育て中のかた誰もが気軽に立ち寄り、地域の人同士のつながりを深め、生きがいや助け合いなどを育むなど、地域づくりを図ることを目的として、サロン事業を行う事業者に対して補助をする予定になっております。

このサロン事業の行っていただけける団体が、今まで高齢者のほうのサロン事業をされていた「あいの郷ふれあい」のかたなんですけど、これにつきましては、高齢者だけじゃなくて今も現在もいろんなかた、地域のお年寄りや地域住民、または子育て中のかただとか、そういったかたも気軽にそのサロンに寄っていただいて、いろんなお話しをしたり、悩みを打ち明けたり、そういった地域活動を図って、助け合いの場になるような形でサロン事業を月曜日から金曜日、毎日実施をされております。

そういった中で、高齢者だけではなくて、一般のかたなどもそういったサロンに出向いて気軽にお話しなどできるような形ということで、ちょっと高齢者のほうとは分けて、地域サロン事業という形で補助をしていく予定です。

もう1カ所、新得にも「街中サロンふらっと」というところがありますが、それについても今は現在週2回程度運営されておりますが、運営期間をもうちょっと日にちを多くしていただいて、地域サロン事業という形でご協力をいただくような形となっております。

◎**廣山輝男副委員長** 村田委員。

◎**村田博委員** この事業、新しくなっていると思っていたんですけども、これは今までも「ふらっと」と「あいの郷ふれあい」に出していると思うんですけども、それとは別なのかなと思っていたけれども、同じものに上乘せするのかなと思って、これはまた別の事業かなと思って、また新しい団体が入ったのかなと思ってお聞きしたんですけども、とりあえず今の既存の事業に上乘せするということでしょうか。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** 上乘せするというのではなくて、充実させていくという形で、条件が高齢者だけじゃなくて、障がい者児童やそれから子育て中という、そういう区分を付けないで、誰もが利用できることという形で、ちょっとすみ分けをさせていただきます。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 私もこの中ではダブるんですけども、67ページの8節、暮らしづらさ解消委員会、それから13節の委託料、いきいきサロン事業、それから69ページの地域サロン運営事業費、マル新で2団体に出しますというふうになっている、この3点についてご質問したいなど。

さきほどお答えいただいた中では、年3回ぐらい、委員に決まった人は3年、委員はいろんな、弁護士ですとか、障がい者のかたですとか、いろんなかたを並べましたけれども、何人という人数をだいたい行政は想像しているのか。人数の話はなかったのと。

この委員会を立ち上げるに至って、どういう問題が生じていたのか。この委員会で話を聞いたら、委員長がその事業所に行って直接、「あなたはこういうふうな苦情が来ているけれども、改善してください」と、言えるのか言えないのか。そこら辺再度ご答弁願いたいと思います。

それから、67ページの委託料のいきいきサロン事業、これは今までお金が出ておる事業でございまして、これは1カ所だと思います。もしか間違えていたら、2カ所だったらご答弁。

それから、69ページの地域サロン運営事業費、19節、今回マル新でございまして、これにお金を出す。いろんなサロンがあります。いろんなサロンがある中で、このサロンにお金を出そうと、補助金を付けようと思った動機。

それから、「2カ所」と書いています。そうしたらどこどこにいくら、どこどこにいくらというご答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** まず最初に、暮らしづらさ委員会の委員については、10名以内を予定しています。

立ち上げについて何か問題が生じているのではないか、あったのではないかということなんですけども、具体的にというのは、ひょっとしたら言えないでいたのかなというのがあるのかなというところなんですよ。

というのは、条例を策定していくにあたって、障がい者の窓口がよく分からないだと

か、どこへ相談に行ったらいいのかなとかと、いろいろそういったご意見を賜りました。

その中でやはり条例をつくった目的というのは、障がい者の理解を促進するとともに「障がいがあることによって、いかなる差別も受けることのない暮らしやすい社会参加のできる地域づくりを推進しましょう」ということで障がい者条例を制定いたしましたので、その中でやはり障がい者の声を拾うということが、まず一番最初、やっていかななくてはならないことではないかということで、暮らしづらさ解消委員会というのを立ち上げて、障がい者ご本人、または障がい者を介護するかた、家族のかた、それからそれを地域で支援をしていくとなると、関係者団体、それから差別や虐待とかとなってくると、専門的な部分も出てきますので、そういった中で専門のそういった知識のあるかた、そういったいろんな地域のかたに委員になっていただいて、その目的を推進するために、委員会を設置しております。

さきほどあった暮らしづらさの中で、いろんな意見をもとに調整とか、提言ができるのかということなんですけれども、それについては、いろんな情報なり、調査等をして、提言が必要ということになれば、その辺はどういった形で提言をしていくのかは、これから委員会を立ち上げた後、皆さんと協議をして決めていきたいと思っております、そういったことはさせていただきたいと思っております。

それからもう1つの、いきいきサロンのほうなんですけれども、これについては、1カ所ではなくて、なごみですとか、いろんな地域でやっている高齢者のサロン事業ですので、今現在は8カ所で実施しているのがいきいきサロン事業で、これについては、社会福祉協議会を通して活動費を委託料としてお支払いをしています。

それからもう1つの、地域サロン事業の関係なんですけれども、これにつきましては、2カ所、さきほど言った「あいの郷ふれあい」と、それから新得で行っております「街中サロンふらっと」という形で、今、「あいの郷ふれあい」さんにつきましては、週5回開催していただいておりますので、この地域サロンの補助金の条件の中にさきほど対象者を私、お話しをさせていただいたんですけれども、そのほかに週3回以上、1回4時間以上開設していただきたいということと。

それから、昼食の提供できる体制があるというこの3つを条件にさせていただいて、補助金をお出しするよう形になっております。

「あいの郷ふれあい」さんにつきましては、おおむね週5回開催していただいておりますので、人件費等、諸経費も含めまして、年間184万8,000円ほどを補助金としてお出ししたいと思っております。

それからもう1つの、「街中サロンふらっと」につきましては、今後新たにもう少し開催を多くしていただいて、おおむね週3回となると、だいたい年間約110万8,000円ほどの補助金になるかと思っております。

◎廣山輝男副委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 67ページの8節の暮らしづらさ解消委員会でございますが、これから委員会を立ち上げて、いじめられているかた、いろんな悩みを持っているかた、そういう人を少しでも少なくしていこうと。この発想で今まではそんなに実例がないということですから、どういうふうな形になるかは委員会の方向によって決まっていくというか、もしかそこに「私は…」と相談に来たときはできるだけ頑張っていたきたい。悪くない委員会だと思っておりますので、努力していただければなど。

行政はこれ、何人ぐらい入るのか。最後の質問です。

◎**廣山輝男副委員長** 橋場保健福祉課長補佐。

◎**橋場めぐみ保健福祉課長補佐** 行政については、一応担当課は当たり前なんですけれども、今のところまだはつきりはこの課というのは行政としてはないですけれども、暮らしづらさなので、例えば住宅の関係だとか、道路、そういった部分になってくれば、委員会の委員としてのメンバーとして入れるかどうかはまだちょっと検討しておりませんが、関わっていくようにしたいと思っております。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 67ページの委託料の関係で、いきいきサロン事業でございますけれども、これは町のほうで社会福祉協議会に委託をしながら進めている事業だというふうに思っていますが、議会の中でも総務厚生常任委員会でそれぞれ今、8カ所あるうちの3カ所ぐらい、「何か要望、あるいは意見、悩み事ないですか」ということでいろいろ聞きました。

これは社会福祉協議会のほうにもその悩みを伝えてありますけれども、行政としても話は聞いているかとは思いますが、ぜひいろんなお話しありましたので、聞いていただきたいのですが。

その中で、やはりだんだんいろいろお世話をする人が高齢化してきて、サロン事業が始まってここ10何年になりますか。高齢化してきて、なかなか後継者がいなくて困っているという団体もあります。

そういうことで、その対策もやはり何か考えなければならないのかなど。そのサロン、サロンでも考えることなんでしょうけれども、なかなか対応できなくているところもございますので、よく相談に乗ってやったらいいのではないかなというふうに、参考までに言いたいと思います。

それからこれも、サロンのほうにも行って来たんですけども、コミュニティバスのそばくるんですけども、なかなか開催時間とコミュニティバスの時間がなかなか合わない。なかなか利用しづらい部分があるんですけども、「なんとかありませんか」という話なんです。

これは逆にコミュニティバスの時間帯に開催日をむしろ合わせてくれないかという話もしたのですが、なかなかそうもいかないところもございます。多少でもそういったものが組み入れられれば、検討してやってほしいなというふうに思うところです。

いろいろこれはなかなか町のほうで答弁といっても、社会福祉協議会のほうでやっていることですので難しいかと思っておりますけれども、一応参考までに。答弁はいいです。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** 次に進みます。

◎一般会計 歳出 第3款 民生費(第2項 児童福祉費)

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、民生費の審査を行います。74ページ上段から79ページまでの、第2項、児童福祉費についてご発言ください。吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 最近、新聞等で各町村、保育士さん、臨時保育士さんの募集が本当に目に入ります。新得町も、臨時保育士さんに対して、不自由しているのかしていないのか。それとともに、ここに常設とへき地と、ページまたがって1つ載っておりますが、そこら辺で質問させていただきます。

74ページの7節、賃金でございますが、ここに臨時保育士と代替保育士、そして76ページ、へき地保育所費で同じように7節の賃金のところで、へき地保育所、臨時保育士、代理保育士でございます。

それから、少しページ数が違いますけれども、78ページに臨時保育士、この金額は値段が上がって、賃金が上がっております。

ここら辺で、今何人いらっしゃるのかだけ、ご答弁願えたらなど。

それから、79ページの児童措置費の8節、報償費でございますが、出産祝金、私、去年もこれについて、しゃべらせてもらったんですけども、第4子50万円、第5子100万円、町長にもうちょっと新聞に目立つようなお金のやり方をしなさいと、去年私は、このところでしゃべったはずなんです。

ところが、町長の笑顔の素晴らしいのが、新聞に1回も載ったのを見たことがないんじゃないかなと、私の見ているので落としていたら勘弁してください。

新得町でこの出産祝金、今新得以外にやっておりますけれども、やはり新得町はこれだけやっているんだと、100万円やる時なんか、その子どもを借りて町長が抱いてニコツとして渡しているような、そのくらいの写真、勝毎、道新、ここ（傍聴席）にいるんですから。これが去年も言ったんですけども、本当にやっていない。

そういう私の思いは、通じるか通じないかぐらいは、ご答弁願いたいなど。以上です。

◎廣山輝男副委員長 鈴木児童保育課長。

◎鈴木貞行児童保育課長 それでは、常設保育費、それとへき地保育所費についての保育士の確保状況ということで、お答えさせていただきたいと思います。

保育士の確保につきましては、全国的に保育士さんが足りないという状況になって、新聞で出ておりますけれども、新得においてもやはり保育士さんが足りないというのは現状であります。

ただ、今年度につきましては、町のほうでも1名、職員として採用いたしております。その分でなんとか町としても確保しようということで、職員として配置しております。

それと、次の常設保育所費とへき地保育所費の人数の件ですけれども、各施設ごとの保育士とそれとクラスの支援ということで、各施設ごと、常設保育所費では合計で代替を除きまして24名の保育士、それと時間の支援員をお願いいたしております。

それと、へき地保育所費ですけれども、こちらのほうについては準職員1名と、それと日額の職員1名ということで、2名体制で今やっております。

それと、子育て支援のほうの保育士ですけれども、それぞれ分野がございまして、子育て支援のほうでは4名、発達支援のほうでは6名、あとなかよし児童館のほうでは厚生員ということで6名、それと屈足のかしわ児童館のほうでは3名ということで、それぞれ職員、保育士、それと支援のほうの職員ということで、総勢で50名ほどの保育士および支援の先生がたをお願いしているところであります。以上であります。

◎廣山輝男副委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 出産祝金の関係であります。吉川委員の気持ちというか、質問は非常に十分理解をしているところであります。

私もちょっと勘違いをしているところも、もしかしたらあるかもしれないんですが、前回、いろんな転入者もいるから、広くこの制度ピーアールをしたほうがいいんじゃないかということで、それを受けていろんな町民課の中で、転入届の中にこの制度の周知をしていったり、もしくは町のホームページを使って広くピーアールしてきているとこ

ろなんです、委員がおっしゃるとおり、町長と大々的に写真を撮ってピーアールをしていくというのも、非常に重要なところかなと思っております。

ただ、個人情報に関係もありますので、写真に写ってもいいという、そういうご家族を対象に広く声を掛けて、町民もしくは町外に対してピーアールを進めていきたいなと思っています。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 今、保育士の臨時保育のほうの人数を聞かせていただきました。さっき、その中で78ページの各児童館やなんかの子育て支援のほうは去年より人数が1名か2名、増えているのかどうかだけ、教えてもらいたいと思います。

それから、出産祝金の今の課長の答弁はメチャクチャうまい。私、単純なんだ。「写真を撮りなさい」と去年も言ったんだ。なんかごちゃごちゃと言って、今年は努力するような話をしているけれども、努力をしていただければいいことでもありますから、もう少なくとも10万円からやるようにして、新得町の勝毎のところに「新得町」と載ればいいわけですから、努力していただきたいなと、そのように思っています。

子どものほうだけご答弁。

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木児童保育課長。

◎**鈴木貞行児童保育課長** それでは、子育て支援のほうの保育士の数ですけれども、数としては同じ4名ということで、本年度も同じ人数となっております。以上であります。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。長野委員。

◎**長野章委員** 児童福祉費全般といったら変ですけれども、そのようになるかなというふうに思うんですけれども。

まず、保育料の問題なんですけれども、収入のところなのかもしれませんが、各自治体というか、結構軽減してきているところがあるんですけれども。それで、どういう状況なのか、お聞きしたいのと。

それと、予算の主なものの方がいいのかなと思うんですけれども、12ページに出ているんですけれども、療育担当者を増員して先進地視察をするというふうになっているんですよ。その状況というか、どんな状況のかなとかいうか。本別辺りの新聞を見ますと、病後児童保育に対応するというような形で施設も含めて検討されているみたいなんですけれども、本町ではどういう今、状況になっているのか、その辺お聞かせ願いたい。

これから先進地に行くということですから、これからの問題のかなというふうに思っているんですけれども。前になんか専門の人を置いてというような話もちらっと聞いたような気がするんですけれども、私の勘違いでしたら勘違いだと言ってください。

結構、これを待っているかたもいるのかなというふうに思うんですよ。インフルエンザになったというふうになると、帰されてしまうとかいうか。そうすると、仕事もなかなか行けないというようなことから、そういう中では今後やはりちょっと考えていかなければならない問題でないかなというふうに思うんですよ。保育料を減免するより、まず先にそっちのほうが必要なのかなというふうに思っていますので、今どういう状況で、児童保育課としてはどういようなことを考えて今後進もうとしているのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木児童保育課長。

◎**鈴木貞行児童保育課長** それではまず、保育料のほうですけれども、保育料のほうに

つきましては、前年度より予算のほうが増減というか、減額しております。去年が子ども子育て支援ということで、新しい制度になったわけですが、今年度の予算につきましては、今年度から標準時間と短時間保育ということで、それが分かれております。

その分、去年の当初段階では、国のほう、詳細についてはまだ分からなかったということで、前年度の標準時間のほうで算定しておりましたが、本年度につきましては、その実績を踏まえて、今年度約半分の父母のかたが短時間保育のほうを選択されました。

前年度につきましては、アンケートを採って希望を確認したんですけれども、数名が短時間ということで選択をしていたんですけれども、実施ふたを開けますと、短時間、皆さん、料金安いというか、時間が短くなりますので、その分、半分以上がそちらのほうになったということで、予算、保育料のほうになっております。

それで軽減のほうですけれども、新得につきましては、軽減なんですけれども、保育料、国の保育料につきましては、階層別に分かれておまして、1階層、生活保護の世帯から、所得の一番高いところでいきますと、0円から10万4,000円ほどの幅、それぞれ所得割額に応じて、それぞれの家庭に負担をしていただくんですけれども、新得におきましては、その金額が一番最低の0円、同じなんですけれども、上限で5万7,000円ということで、約半分程度の額ということで、金額を設定しております。

そういうような形で保育料のほうについてはなっております。

それと、次のもう1点、子育て支援の先進地視察のほうにつきましては、一応今年度、子育て支援のほうの支援事業ということで、浦河町のほうに職員を派遣いたしまして、そちらの子育ての体制を研究して来ようということで予定を、予算2名分を計上いたしております。

もう1点、療育の先進地視察ということで、こちらのほうは道外研修ということで、先日議員さんのほうにもご案内差し上げて、研修のほうやっていたんですけれども、全国的な先進地であります滋賀県のほうに職員派遣して、そちらのほうの支援の体制を勉強して、新得、西部というか、管内の4町村で、この間は研修会を開いたんですけれども、その先進地の滋賀県の、発達支援に結びつける体制を勉強して来ようということで、新得どこまで対応できるのかということもありますけれども、そちらの体制をまず研究して新得でやっていきたいなということで、職員2名分の予算を計上して勉強しようということになっております。以上であります。

◎廣山輝男副委員長 長野委員。

◎長野章委員 まず保育料の関係ですけれども、新得は上限が5万7,000円だということで軽減しているという、そういうお話しですけれども、平均といたら変ですけれども、平均にならないのかもしれないけれども、どのくらいなのかなというか、その辺。出していなければそれは結構ですけれども、10万4,000円が5万7,000円ということになれば、ただ高いほうはかなり見た目は減額されているんでしょうけれども、2、3万円とか、4、5万円の間にいる人たちはどうなのかなというちょっとひとつ知りたいなというふうに思ったんですけれども。出していなければそれはそれで結構です。

それから、短期を希望するということは、短期はどのくらいなのか。時間、聞かなかったと思うんですけれども、どのくらいなのか。それで本当に保育にいいのかなというか、通常の仕事をする上で、何時間かよく分かりませんが、そういう働き方の方が新得は多いのかなと。

だから、例えば3時なら3時で「もういいですよ」とか、「2時でいいですよ」とい

う、そういうことで短期なのか、そうじゃないのか。私の考え方が違うのかどうなのか。違ったら違うというふうに言っていたらいいと思うんですけどね。

それで、あと療育保育というか、それはたぶんやっていないということですよ、今まだ。手を付けていないということですよ。病後保育というか、療育保育というか、それは。

だからこれから、先進地視察などをして検討していくということですよ。そういうふうに捉えればいいのかというふうに。やっているんだったらやっているというふうに。ちょっとその辺再度お聞きしたいなと思うんですけども。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。

(宣告 13時55分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時56分)

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木児童保育課長。

◎**鈴木貞行児童保育課長** 失礼しました。各所得階層別の人数というか、それについてはちょっと今、数字を持ち合わせていませんので、そちらのほうは後でお答えしたいと思います。

さきほどの病後については、現在ファミリーサポートでそれぞれ今、やっているところがあります。それと、療育につきましても、現在、療育自体はもう既に発達支援センターのほうでやっておりますので、そちらのほう十分できているのかなということ考えております。

それと、短時間ですね。標準時間と短時間なんですけれども、標準時間、国の保育標準時間というのは、保育所の通常の標準でいきますと、午前7時30分から午後6時30分までの保育時間ということになっております。

それと、短時間のほうについては、8時30分から16時30分、保育時間8時間、その短時間ということになっております。

それぞれその希望というか、働き方によるんですけれども、認定するときにフルタイムで働いていれば11時間の保育が可能というのですか、そういうふうになります。

それで、パートタイムというのですか、お母さん。お父さんのほうはずっと働いていると思うんですけども、お母さん、パートのような場合、午後3時30分あたりだったり、午後4時30分あたりだったりということで、その短いところで選択することができます。これは本人の選択ですので、当然短時間のほうは保育料安いということになりますので、それをお母さんたち安いほうをやはり選択したということで、それはどちらでも選択できるような制度になっております。以上であります。

◎**廣山輝男副委員長** 長野委員。

◎**長野章委員** すいません。短時間と標準時間、今お話しを聞いたんですけども、ここでの保育料の差というのはどのくらいなのか。

例えば同じ人が標準と短時間で預けたらどのくらい。今新得では短時間を希望する人が多いというお話しでしたよね。そうすると、どのくらいの差なのか。もしそんなに差がないといたら、例えば少し見てあげるかというか、そういう方法もないのかどうかということをお聞きしたいなと思うんですけども、質問したいと思います。

それと、病後と療育、ごちゃ混ぜになっているようですけれども、それは私をごちゃ混ぜになっているということですから、それはいいのですけれども。さきほどちょっと言った、帰されて来た子どもを見るのは病後ですよ、療育でなくて。それはうちらはやっているということですよ。

だから、どのくらいの療育があるのか。確か看護師さんが必要でなかったかなと思うんですけれども、今はそういう制度ではないのか。ちょっとその辺、最後に教えていただきたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木児童保育課長。

◎**鈴木貞行児童保育課長** 保育の標準時間と短時間の料金の設定ですけれども、こちらのほう標準時間が時間でいくと11時間になります。それと、短時間のところでいくと8時間になります。標準時間の金額が100だとすれば、それに短時間は11分の8、さっきの1時間で割ります。それで、短時間のほうに割り振っておりますので、そういう形での割り振りをしております。

それともう1点、病後につきましては、ファミリーサポートのほう1時間800円で、病児じゃなくて病後なんですけれども、病後のほう料金でお預かりをしているということになっております。以上であります。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第3款、民生費を終わります。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。午後2時10分まで休憩いたします。

(宣告 14時01分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時10分)

◎一般会計 歳出 第4款 衛生費(第1項 保健衛生費)

◎**廣山輝男副委員長** 予算書の80ページをお開きください。第4款、衛生費の審査を行います。80ページから86ページ上段までの、第1項、保健衛生費についてご発言ください。高橋委員。

◎**高橋浩一委員** 85ページ、13節、委託料について2点ほどお伺いします。

まず町営浴場、築、もうかなり経過して老朽化しており、お湯が出にくいとか、いろいろ問題が起きていると思うんですけれども、近い将来、改修する予定はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

もう1点、墓地の問題なんですけれども、いわゆる無縁墓というのですか、墓を管理する人がいなくてそのままになっている墓が今、全国で問題になっているというふうにお伺いしていますけれども、新得の墓地においてはそういった無縁墓というのがどのくらいあるのか。

また墓地の管理規約において、無縁墓になった場合の措置についての定めが設けられているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 渡辺町民課長。

◎**渡辺裕之町民課長** お答えいたします。まず町営浴場のほうですけれども、築30年ほど、建物としてはたっております。構造といたしましては、鉄筋コンクリート造りとな

っておりますので、建物の構造上は標準的に60年は持つものと言われております。

ただ、水道管とか水回りものが非常に設備としては多いので、現在もいろいろと水道の水漏れとか、いろんなことでちょっと一時期利用を止めさせていただいて、改修をしたりということも続いている状況です。その都度、随時修理という形をさせていただいております。

今の利用状況から現在考えている中で、将来的に建て替えというのは、ちょっとなかなか難しいのかなと思うんですけれども、利用されているかたもまだいらっしゃいますので、状況を見ながら、大きな改修が必要だという判断になれば、将来的に改修をしていかななくてはならないかなと思っております。

それとあと、お墓のほうですけれども、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

◎廣山輝男副委員長 高橋委員。

◎高橋浩一委員 町営浴場についてなんですけれども、ちょっとこれは産業課のほうになるのかなと思うんですけれども、町営浴場を観光資源として使えないかなというふうに私は思っています。

駅前に公共の浴場があるというのはなかなか最近では芽室も川北温泉がなくなり、ほかの町からもかなりの人が町営浴場に入りに来ているという話も伺っています。駅の近くなので、なんとか改装すれば鉄道マニアのかたたちも銭湯でありながら、温泉のお湯に漬かれるというメリットもありますし、まだ駅前の再整備というのを具体化されていない中で、今ある資源でなんとか駅前の活性化がそれに結びついたらいいなというふうに考えているので、なんとかそこをこれから検討の材料にしてもらいたいなというふうに思っています。

またお風呂に入った後に、一杯券だとか、食堂の利用券みたいなものを付ければ、それこそ商店街の活性化にもなりますし、そういった町の今現在あるもので今の駅前に人を呼び寄せるといふところも、ぜひ検討してほしいなというふうに思っています。

あと、お墓の問題なんですけれども、高橋家もこのままいけば無縁墓になる可能性大、そんなこと言う前になんとかしろと言われるとすいませんとしか言えないんですけれども、かなり私もどうするのかなというので悩んでいるところなんです。

墓じまいというのもあって、お墓はもういらなくて、あとは散骨するというようなことも聞きますが、私はやはりお墓は新得のほうでずっと、私がいなくなってもあればいいなと思っておりますので、町営の共同墓地とか、そういったものもこれからは検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

◎廣山輝男副委員長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 お答えいたします。高橋委員のほうから、駅前の浴場というのはどこにもあるというところではないというふうに思っていると。その点から観光資源になるのではないかとのご意見ですけれども、私もこれまで駅前再整備の関係で検討している中で、その浴場も1つのエリアとして考えております。

風呂自体もかなり老朽化も進んでいるということで、そこを併せて、浴場をどういふふうな形にするかというのは、具体的にはまだ案はありませんけれども、そういった形でトムラウシ温泉のお湯も運んでいることですし、そういった活用も含めて、活性化に結びつけられたらいいかなというふうには思っております。

◎廣山輝男副委員長 渡辺町民課長。

◎渡辺裕之町民課長 失礼いたしました。さきほどのお墓の関係ですけれども、行方不明者につきましては、現在新得地区の墓地のほうで80基ということで押さえております。それと、無縁墓地に対する規約というのは、今、特に規約の中では持っておりません。

それと、さきほどお墓の管理ができなくて墓じまいですとか、町営の共同墓地というお話しもいただいたところなんです。今、十勝管内では帯広市のほうで共同墓地ということを進めて、実際に運営をされているところです。十勝管内は帯広だけということで、新得の中では相談をいただいたのは2件ほど、担当のほうに相談はいただいているんですけれども、かなり将来の話ということでいただいているんですけれども、たぶん住宅と同じように「今後の管理とかということをどうしていけばいいのだろう」とか、「見る人がいない」というお話しも出てくるのかなと思っております。

基本的には親族とかが、そういうご家族の最後までいろいろと面倒を見ていけるのが一番かなと思っているんですけれども、なかなかそうもいかないということも考えられます。

少し帯広の事例等を見ながら、共同墓地についてはすぐとはならないですけれども、研究していきたいと思っております。

◎廣山輝男副委員長 高橋委員。

◎高橋浩一委員 お墓のほうは分かりました。

あと、町営浴場については、皆さんご存じのように、うちは昔銭湯をやっていた、いわゆる皆さんの集会所とか、たまり場とか、社交場にはなっていたんですよ。最近でも、外国人が日本の銭湯をすごく珍しがって入ってくるとか、いろいろな活用の仕方があると思いますので、ぜひご検討よろしくをお願いします。

◎廣山輝男副委員長 ほかに。柴田委員。

◎柴田信昭委員 85ページの19節ですが、廃屋解体撤去事業でございます。昨年空き家対策の推進に関する特別措置法が施行になりまして、いわゆる新得町も空き家の実態調査、今年進めてきたところでございます。

それをもとに、空き家対策計画も今後作成していく、いかなければならないというふうになっているところがございますが、その中で廃屋、空き家の中での廃屋の撤去でございますが、今回の予算の中で400万円見ているわけでございますが、これは10件ということでございますが、昨年の実態いろいろ話を聞きますと、9月の末ぐらいになったら400万円がもうなくて対象にならないというような話で、何かいい方法とか、なんとかならないのかなんてという相談も受けたこともあるわけございまして。

いろいろと当初から何件出るかというのはなかなか予想しづらいと思いますから、取りあえず10件ということなんでしょうけれども、それ以上出た場合にはぜひ補正予算を組んで対応していただきたいなというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

◎廣山輝男副委員長 渡辺町民課長。

◎渡辺裕之町民課長 お答えいたします。今年度まず27年度の実態ですけれども、400万円の予算に対しまして、戸数として12戸、空き家の解体助成を行っております、37万9千400万円の支出となっております。

その後、何件かご相談をいただいたところなんですけれども、「今年度は予算がないので次年度以降に対応できないでしょうか」ということでお話しをさせていただいて、ご了解とか、ご理解をいただいたところです。

今年度の予算につきましては、400万円を見て、およそ10戸ということで予定をして

おります。基本的には、いろいろ早めにご相談をいただきながら対応したいなと思っ
ているんですけれども、今年、28年度限りという形ではなくて、今後も数年は続けていく
ことも考えておりますし、戸数については、今まで同様、次年度等に待っていただけ
るかたはお願いをしたいなとは思っております。現在のところは既存の予算の中で対応し
ていきたいなというふうに思っております。

今後、どうしても大きな戸数が続くようであれば、また増額等、また補正ということ
もあるかなと思うんですけれども、まずは28年度につきましては、今年度と同様に予算
の枠の中でということと考えていきたいと思っております。

◎**廣山輝男副委員長** 柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 去年の実態12戸ということですが、その後2、3件の相談があ
ったということですが、もう解体を頼まれた建設屋さんというのか、業者のかたが今年
はもう予算がないと断っている、業者の段階で。ですから希望はまだまだあるはずなん
です。町のほうには2、3件しかなかったかもしれませんが、まだまだあったと
いうふうに想定されるんです。業者のほうで断っているそうですから。「もう役場のほう
に予算がないです」ということで。残念だということいろいろ相談を受けた。

それで、やはり9月だったと思いますが、ちょっとひと月ぐらい違っているかもしれ
ませんが、その時点でもうこの予算がなくなっているわけですから、やはり私は
ぜひ補正を組んで、やはり対応してやるべきかなというふうに思います。

それと、やはり廃屋解体という、これは意外と独居で住んでいるかたが亡くなって、
そしていわゆる相続人というのですか、そのかたが地元になくてやはり「解体してほ
しい」というようなことですが、相続の関係だとか、いろんな関係もあったりし
て、なかなか年度当初から計画が立たないという部分もあるでしょうし、やはりそう
いったものがまとまってから業者をお願いするという部分もありますから、やはり相談を
受けた時点で補正を組んででも、ぜひ対応してやっていただきたいなというふうに思
いますが、その辺どうですか。

◎**廣山輝男副委員長** 渡辺町民課長。

◎**渡辺裕之町民課長** 業者のかたのほうには、早くから町のほうも状況等をお伝えしな
がら進めてきたところです。その結果、業者のかたのほうで相談を受けた段階で、「今
年度、もう予算がないようだ」ということでお話しをされていたのかなと思ってい
ます。

解体を進めることが、景観の保持と併せてまた次の土地の利用ということにつな
がってもいくことと考えております。少しその辺、業者のかたのお話しを聞いてみて、ち
よっと件数等、状況、多くなれば、すぐ今、対応できるかというお答えはできな
いですが、少し検討させていただきたいと思っております。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。長野委員。

◎**長野章委員** 82ページの委託料の検診なんですけれども、特定健診の状況について、
始めた頃は結構苦労していたのではないのかなと思っておりますけれども、現在ど
のような状況なのか、お聞かせ願いたいと思っております。

◎**廣山輝男副委員長** 坂田保健福祉課長。

◎**坂田洋一保健福祉課長** お答えいたします。特定健診の状況であります
が、まず受診率の状況であります。今年度についてはまだ集計されてお
りませんが、26年度の状況を見ますと、特定健診の受診率につきま
しては、35.9パーセントという状況になっております。

過去3年間の状況を見ますと、平成24年が39.4パーセント、25年が38.3パーセントということで、おおむね過去3カ年においては、35パーセントから39パーセントぐらいで推移をしているというような状況になっております。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 長野委員。

◎**長野章委員** 39パーセントぐらいということで、十勝それぞれかなり苦戦しているのかなというふうに思いますので。その中では、だいたいよその町と同じぐらいなのかなというふうに思いますけれども、やはり40歳からですよ。40歳から74歳でしたか、この健診の対象は。するときちっとやはり健診を受けないとならない年代だと思えますよ。ですからピーアールなのか、そういう意識改革なのか、ちょっと分かりませんが、

そういった中でぜひもう少し上がるように、何かやはり手を打ったほうがいいのかなと。それが医療費の高騰を下げるのにやはりつながってくるのかなと思いますので、35.9パーセントということですから、管内的にも悪くはないのでしょうけれども、もう少しやはり受診率を上げる方向で考えていかれてはどうかということ、よろしく願いいたします。

◎**廣山輝男副委員長** 坂田保健福祉課長。

◎**坂田洋一保健福祉課長** お答えいたします。特定健診の受診率だけを見ると、おおむね過去3カ年、だいたい同じような受診率、頭打ちといったら失礼かもしれませんが、これ以上、やりようによっては伸びるかもしれないのですが、別な方法として、今の集団検診を中心になごみで実施しております。町民のニーズもちょっと捉えていかなければ何とも言えないんですが、医療機関を活用した個別健診の可能性というのも今、課内の中で検討しております。

どういうことなのかというと、町が実施する特定健診を受診しなくても、それぞれの医療機関で特定健診に必要な項目を受診すれば、特定健診を受けたというような形で受診率にも反映されるところがあります。

ただ、医療機関との調整、もしくは委託を含めてなんですが、できる内容とか、そういうところもこれから詰めていかなければいけないかなと思っはいるところなんですが、今後においても、受診率向上についてさまざまな取り組みを今、内部で検討しているところでありますので、引き続き受診率向上に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えています。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** 次に進みます。

◎**一般会計 歳出 第4款 衛生費 (第2項 清掃費)**

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、衛生費の審査を行います。86ページ上段から89ページまでの、第2項、清掃費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第4款、衛生費を終わります。

◎**一般会計 歳出 第5款 労働費全般**

◎**廣山輝男副委員長** 予算書の90ページをお開きください。第5款、労働費の審査を行

います。90ページの、第5款、労働費全般についてご発言ください。柴田委員。

◎柴田信昭委員 90ページの21節の貸付金でございますが、勤労者融資1,000万円というふうにあります。この融資制度を利用されているというか、貸し付けを実施している実績等、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

◎廣山輝男副委員長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 勤労者融資についてのご質問だと思ひますけれども、平成27年度の貸し出し件数が1件であります。26年度も実績で1件ということで、今現在返済しているのが2名、2件ということになっております。

◎廣山輝男副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 利用が1件ということでたいへん少ないかなというふうに思ひますが、この1件がどうかたなのか。組合等を組織されている人たちというのは、案外分かっているのかなと。

しかし、そういう組織化されていない勤労者も相当いるわけですから、そういうかたに対してのピアール不足もあるのではないかなという感じもすると思ひますが、その辺どういうふうに対応しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

◎廣山輝男副委員長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 今までピアール活動をあまりしていなかったというのがありますので、今後広報を通じてピアールしていきたいと思ひております。

ただ、ちょっと要件として新得町に1年以上在住しているかただとか、貸し付け金額が1件、100万円以内ということもありますので、そういったことも含めて周知を図っていきたくと思ひております。

◎廣山輝男副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 世間ではいろいろと借り入れの関係、貸し付けの関係で、さまざまなニュースになるようなこともたいへん多いわけでございますけれども、ピアールをしてということでございますから、ぜひ町民全般にピアールをして、やはり活用していただくようにしたほうがいいのではないかなと思ひますので、よろしくお願ひします。答弁はいいです。

◎廣山輝男副委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎廣山輝男副委員長 これをもって、第5款、労働費を終わります。

◎一般会計 歳出 第6款 農林水産業費(第1項 農業費)

◎廣山輝男副委員長 予算書の91ページをお開きください。第6款、農林水産業費の審査を行います。91ページから99ページまでの、第1項、農業費についてご発言ください。柴田委員。

◎柴田信昭委員 95ページの貸付金でございますが、シントクアユミルク搾乳牛導入資金の貸付でございますが、これの貸し付け条件があると思ひますけれども、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、97ページの19節の、たいへん単純な質問でございますけれども、多面的機能支払交付金3,000万円、これはどういふものに対しての交付金なのか、お知らせいただきたいと思ひます。

◎廣山輝男副委員長 福原産業課長補佐。

◎福原浩之産業課長補佐 お答えいたします。まず1点目、貸付金についてなんですけれども、シントクアユミルク搾乳牛導入資金貸付の条件は貸付期間13年間、初めの5年間は据え置きという形で、利息のほうについては1パーセントとなっております。

もう1点の、多面的機能支払交付金制度なんですけれども、農地維持を目的に地域の活動、減災効果、農村環境、環境保全等に効果のある事業を行うものでありまして、国の補助が50パーセント、道が25パーセント、町が25パーセントで、3,000万円という中身で事業を実施しております。

27年度の主な実績なんですけれども、農道の草刈りを228キロメートル、明きょ草刈りを74キロメートル、明きょ土砂上げを730メートル、あとシカの侵入防止柵の補修等を行っております。以上です。

◎廣山輝男副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 このアユミルクの搾乳牛導入ですが、1億5,000万円、あそこは確か500頭の規模と聞いているんですが、いわゆる事業費全部ではないんですね。

それともう1つ、最近なんかすごく牛の個体価格が高くなっているということを聞かれますが、その辺の、これは1億5,000万円が限度でやっているのか、あるいはそういうものに対応した貸し付け方に変わっていくのか、その辺お聞かせ願いたいと。

それから、1パーセントの利息でございますけれども、前にもどこかで話をしたような気がしますけれども、現在本当に低金利になりまして、0.01パーセントなんていう金利になったところでございますけれども、これはやはり研修牧場ということで、先々のいわゆる農業に対しての投資的な部分もある施設、事業でございます、金利をとるといよりは、むしろ金利なしにならないのかなというぐらいに思うんですが。いずれにしても、1パーセントという金利はなんとかならないものかというふうに思っております。

それから、多面的機能支払交付金は分かりました。

この貸付金、よろしく願います。

◎廣山輝男副委員長 福原産業課長補佐。

◎福原浩之産業課長補佐 お答えいたします。シントクアユミルクの貸し付けにつきましては、制度を考えたとき、確かに1頭60万円で500頭で、27年度と28年度で3億円という計算をしております。

委員が言われたとおり今、牛の価格が非常に上がって70万円を超えている平均価格になりつつあります。その点に関しましては、500頭導入ということでシントクアユミルクの経営試算がされておりますので、今後、こういった形になるかは分かりませんが、関係機関と話をしていきたいと思っております。

それから、利息の1パーセントについてなんですけれども、当初われわれもパーセントについてはいろいろ議論になりましたけれども、あくまでも研修農場という側面はありますけれども、シントクアユミルクという一経営主体でもありますので、ある程度の利息は支払っていただくという考えで1パーセントにしておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。以上です。

◎廣山輝男副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 なかなか理解できないから質問しているんですけれども。情勢が変わっております。そしてやはり何か投資して、それが経営でもうけるというような事業であればいいのですけれども、研修牧場ということですので、これだけの大きな投資をし

ても、そこでなかなか利益を生んでというのは私は大変だと思うんです。利益を生むところであれば、利息を1パーセントもらうのはいいですけども、これはほかの貸し付けとは、ほかの企業体というのですか、事業体とはちょっと意味合いが違うのではないかというふうに思います。

関係機関とよく相談してというお話しがありましたので、ぜひともその辺検討して考慮してやってほしいなということをお願いいたしまして終わります。

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木産業課長。

◎**鈴木義夫産業課長** 今ここですという発言はできないというふうに思っているんですが、この1パーセントの考え方というのは、経済情勢いろいろ含めて、利息の高い時期もあるというふうにお互いに認識していて、これまでそういう高い利息であっても、1パーセントで抑えていたというところのルールのもとで貸し付けをしていました。

今、柴田委員の言われるように、これは研修農場という機能を持った施設というふうに位置付けておりますので、今後さきほど言いましたアユミルクが、500頭をまずそこで搾乳してやらなければ事業が進まないということを考えれば、今後どういった、利息なのか、貸し付けをさらに増額するのかということも含めて、今後検討したいというふうに思っています。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 今の柴田委員とダブるのでございますが、95ページのアユミルクの問題で、当初の予算と、今建物についても、それから牛の買入れについても、予算が相当膨らんでいるといううわさは聞いております。行政もどこまでそういうふうなものを捉えましているか、ここで言えたら言っていただきたいなと。

それから今、1つ問題があるのは、私たちに行政が答弁をして検討しますといたら、たぶんやらないんだ。まず答弁でそれは「後で検討させてもらいます」といたら、「あなたの意見はまず採用しません」というのが、今までずっと来ているかなと。

ところが今、もう牛の頭数が当初の60万円から70万円になっているといった段階で、後で検討しますといたら、お金を出すかなというふうにお聞きするのだけれども、もうそんな段階に来ているのかどうかだけ、お答え願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 福原産業課長補佐。

◎**福原浩之産業課長補佐** お答えいたします。株式会社シントクアユミルクの総事業費についてなんですけれども、当初18億円程度というお話しを聞いていましたけれども、今現在総事業費約21億5,000万円ぐらいに上がっているということです。

その要因としては、さまざまな要因があるんですけども、当初予定していなかった、施設等の設備費がかかっているというふうにお聞きしております。

それから牛の貸し付けなんですけれども、ここではっきりとは言えませんが、確かに60万円から単価が非常に上がっていることになっております。ちょっと繰り返しにはなりますけれども、アユミルクは500頭規模の搾乳をすることによって、経営が安定するということで行っております。当然今年の1億5,000万円、合わせて3億円で500頭そろうとは思っておりませんので、それについては、前向きにとまでは言いませんけれども、検討させていただきたいと思っております。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 吉川委員。

◎**吉川幸一委員** そういうことは農協さんのほうから、今200頭ぐらい飼っているのか、70万円から75万円、うわさでは80万円までは買おうというふうな話の中で、今の200頭

があったら、あと5、6,000万円、当初の計画より足らなくなるのかなと思うんだけど、もう実際の話、町に「お願いします」と来ているのか、町のほうから「お金を貸してあげる」と、今頭しているのかどっちか。

町から頼まれもしないのに、「お金を貸してあげる」というのは、銀行と同じでおかしいなと思うんだけど、そこら辺のご答弁願いたい。

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木産業課長。

◎**鈴木義夫産業課長** 今回、建物建設にあたって、実際のところ資材の高騰ということで、事業費も相当な額上がってきております。牛の価格もさきほど説明したとおり、上がっております。

その中で、実際に事業運営ができるかというところの試算も当初しておりますけれども、今後農協のほうも事業費が固まっておりますので、そういった試算をしていくというふうに考えています。

今現在のところでは、そういった状況は農協のほうから受けて把握はしておりますけれども、直接そういった貸し付けについてのお話しは、今のところございません。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** 次に進みます。

◎**一般会計 歳出 第6款 農林水産業費（第2項 林業費、第3項 水産業費）**

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、農林水産業費の審査を行います。100ページから103ページまでの、第2項、林業費、第3項、水産業費についてご発言ください。長野委員。

◎**長野章委員** 101ページ、道に林業人材協議会というのができたんですけども、十勝それから新得ではこの協議会をどのようにしていくのか、お伺いをしたいと思います。

それからもう1点、委託料の有害鳥獣駆除の関係だったんですけども、今年度、道で新年度のモデル事業を実施しようとしていますけれども、新得辺りは対象になるのかどうなのか。

今まで、結構、シカの関係では、いろんな事業を導入してきたと思うんですけども、そういった中ではモデル事業を手を挙げてもダメなのかどうなのかということ、これは道のモデル事業は、狩猟して2時間以内に搬入させるというか、そういう事業ですから、そういった中でどうなのかということをお伺いしたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。

(宣告 14時50分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時51分)

◎**廣山輝男副委員長** 福原産業課長補佐。

◎**福原浩之産業課長補佐** 林業の担い手に対してなんですけれども、昨日新聞報道がありまして、北海道で5地区、担い手に対する協議会を作成するという報道がされましたけれども、これに関してはまだ各自治体等には情報が下りて来ておりませんので、まだちょっと情報収集中ということで、お答えいたします。

それから、有害鳥獣の先進事例の取り組みについてなんですけれども、それについても、まだはっきりとした情報等は北海道のほうから来ておりませんので、現在情報収集中という状況です。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 長野委員。

◎**長野章委員** まだ何も下りて来ていないということですから、分かりましたけれども、人材育成協議会の関係で、うちの町で林業の後継者育成をやろうとしていますよね。ですから聞いただけで、これらにもし乗ればそういったのに乗ったほうがいいし、どうなのかなということ、何も来ていないのではどうにもならないかなということ、これで終わりますけれども。

何か協議会でみんなで話し合っ、後継者を育成していこうということみたいですから、私はいい事業でないかなというふうに思いますので、ぜひ乗っていただければなというふうに思います。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 101ページの19節、有害鳥獣被害対策協議会、これはマル新で、今年出ております。過日、私、説明を受けたのかなと思いますけれども、このマル新は今までと、どのような形でこれが必要なのか、この協議会が必要なのか。予算が付いておりますけれども、何でこの協議会を立ち上げ、何人のかたで、どういうふうな協議会なのかをご説明願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 福原産業課長補佐。

◎**福原浩之産業課長補佐** お答えいたします。有害鳥獣被害対策協議会、これは予算上マル新となっておりますけれども、過去からずっとある協議会です。

この事業の中身なんですけれども、もともと町とサホロ畜産のほうでエゾシカの残さ処理の委託契約を結んでいたんですけれども、このたび残さ処理が補助対象になるということで、この有害鳥獣被害対策協議会のほうにいったん補助を出して支出するという、科目を変更したということでのマル新ということです。

それから新得町有害鳥獣被害対策協議会なんですけれども、これは町内の有害駆除を担当するかた、それと町と、あと有害鳥獣をなりわいとしている企業とでやっている事業です。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 吉川委員。

◎**吉川幸一議員** 私、1点しか聞かなかつたんですけど、答えが3つ返ってきたので、ちんぷんかんぷんになっているんですけど、このマル新の有害鳥獣被害対策協議会というのに対して、私は聞いたんですよ。

100ページに載っている有害鳥獣駆除巡回等業務、こういうのは毎年ずっと載っているから聞いていないんです、今回。それで、この協議会の立ち上げというか、何で立ち上げたのか、何人で協議会を運営するのかというので、190万円何に使うのかというのを聞いたつもりでいるんですけど、ちょっと飲み込めなかった。同じ答えでもいいからもう1回、説明を願いたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。

(宣告 14時57分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時58分)

◎**廣山輝男副委員長** 福原産業課長補佐。

◎**福原浩之産業課長補佐** お答えいたします。今まで残さ処理というのは、ずっと12節のほうで計上していたんですけれども、補助金の対象になるという財源対策で、科目が19節に移動したということです。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第6款、農林水産業費を終わります。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩します。午後3時10分まで休憩いたします。

(宣告 14時58分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時10分)

◎**廣山輝男副委員長** さきほどの長野委員の質問に対し答弁漏れがありましたので、答弁をいただきます。鈴木児童保育課長。

◎**鈴木貞行児童保育課長** さきほど答弁漏れがございましたので。保育料の平均はということで出しております。26年度につきましては、単純な平均でいきますと、月1人あたり1万6,000円が今回変わって、1万2,000円に下がっているというような状況になっております。以上であります。

◎一般会計 歳出 第7款 商工費全般

◎**廣山輝男副委員長** 予算書の104ページをお開きください。第7款、商工費の審査を行います。104ページから109ページまでの、第7款、商工費全般についてご発言ください。柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 4点ほど質問いたします。

まず105ページの19節の負担金、補助及び交付金の中で、プレミアム付商品券発行业業1,100万円あるんですが、この発行につきましては、商工会に委託をしているということがございますが。

昨年の実態を見ますと、3回ぐらいに分けて券を販売したのかなと。これは売れ残ったからその分をまたということをやった部分もあるのかなというふうに思うんですが。

これが実は7月、9月、11月の15日に販売をしているわけですし、これは年金生活者、現在60歳以上のかたが2,600人ぐらいの人口かなというふうに思います。全体的には6,200人で、子ども、未成年者を除くと5,000人ちょっとぐらいになるんですが、そうすると2,600人というのは約50パーセントが年金生活ということになります。この人たちが7月、9月、11月というのは、年金が入らない月ですし、偶数月の15日ですから、年金をまだ受け取っていない段階でございますので、非常にプレミアム商品券買いづらいということで、結構苦情が来ておりますので、これはぜひ商工会とも打ち合わせをして、やはり広く町民の皆さんがたが利用しやすいように、ぜひとも配慮すべきでないかなというふうに思っております。

それから同じ項目の19節で、チャレンジショップ奨励事業でございますが、50万円を見てございますが。これは入居者の予定というのですか、見込みがあった上での予算な

のか、そうでないとなれば、入る人が決まってからその事業の内容によって予算を付けたほうがいいのではないかなというふうに思うところでございます。

それから、108ページの13節、委託料でございますが、狩勝峠維持・狩勝峠5合目駐車場整備453万1,000円、これは毎年これくらいの金額が予定されているんですが、狩勝峠の維持という部分では、一定程度経費が毎年かかるのかなというふうに思うんですが、駐車場の整備というのは、これはそんなに毎年かかるものなのかなという、ちょっと疑問に思ったものですから、予算の中で峠の維持と駐車場の整備、金額がどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから109ページの15節、工事請負費ですが、狩勝高原園地のトイレ、駐車場の関係ですが、それぞれ3,100万円、2,900万円ということで総額6,000万円ぐらいの工事費を見ているわけでございますけれども、この園地の整備の将来的な目標というのですか、そういったものは協議会の中でも一定程度説明を受けているわけでございますけれども、これから何年間かけてそれぞれ整備をしていくということのように聞いているわけですが。

そういう中で、第1期工事として、この駐車場とトイレをまず整備していくということかなというふうに思っているんですが、最終的にこの駐車場なりトイレを整備する段階で、観光客の入り込み人数をどの程度に見て、トイレなり、駐車場を整備するのかということと。

もう1つは、今年度はこれで取りあえずやるのでしょうかけれども、この後、第2期、第3期工事とあると思うんですが、いわゆる2期、3期、4期があるのかどうか分かりませんが、そういう計画というのはどの程度考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎廣山輝男副委員長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 まずプレミアム付商品券発行事業についてなんですけれども、今年度やった事業に関しては、従来の購入限度額が高額であったため、購入できないかたが一部町民のかたでいたということがありましたので、買えなかった人の割合が多くございましたので、購入限度額を下げてもっと多くの町民のかたに購入できるよう検討して、平成27年度実施しております。

28年度に当初販売するときには年金月の話等も出たんですけれども、なかなかいい具合にできなかったのも、28年度のときにまた新たに商工会と今後詰めていくこととなりますので、販売時期、それと販売額、限度額等も含めて、その辺は検討していきたいと考えております。

それと、チャレンジショップの関係なんですけれども、チャレンジショップについては、平成27年度中においては、町内でお菓子屋さん、スイーツ店を開業したいということで、相談を受けた実績もでございます。そのかたの返事を待っていた部分もあったんですけれども、それから連絡が来ない状況になっておりますので、次年度からもいつまでも使用しない状況が続かないように、スイーツに限らず、物販業者だとか、団体や学校等のサークル等で利用できるよう、今後検討していきたいと考えております。

予算については、一応事業内容が固まればという話だったんですけれども、当初、当初というか、チャレンジショップの本来の目的であるスイーツ店が来た場合に備えて予算を計上したところでありまして。

狩勝峠の関係なんですけれども、狩勝峠の管理委託に関しては、5合目に関していい

ますと、5合目の駐車場とその周辺の草刈りの管理と、駐車場にゴミが捨てられている場合があるので、その清掃費ということで15万円ほど見ておきまして、そのほかについては、狩勝峠のトイレと駐車場と展望台と、冬には除雪等もごさいますので、453万1,000円のうち、15万円が狩勝の5合目の整備に充てられて、ほかの金額に関しては狩勝峠のほうの維持管理にあたっております。

それと、狩勝高原の園地の関係なんですけれども、狩勝高原の再整備については平成22年から23年、そして24年から26年にかけては、狩勝高原園地活性化プロジェクト推進事業ということで事業を進めていたところでありまして。再整備に関していえば、新得町が鉄道にゆかりのある町ということで、それを踏まえたガーデン整備と、将来的な北海道ガーデン街道への加入を想定して今、整備を検討しているところでありまして。

平成27年度においては、実施設計業務を行っております。これまでの取り組みを踏まえまして整備、全体像を具体化するためにさきほどいった有料観光ガーデン化、あと魅力ある持続可能な園地とするために、園地の実施設計と調査測量を実施しております。平成28年度の整備については、予算にも出ているんですけれども、長年周辺事業者からの要望がありましたトイレの設置と駐車場を整備する予定になっております。

今年度作成しました実施設計については、今後周辺の事業者だとか、観光団体、後は町民等に説明会の開催を考えております。

利用者なんですけれども、今あそこにはエコトロッコとウエスタンビレッジサホロがありまして、エコトロッコが平成28年度の数字がちょっとまだ出ていないんですけれども、エコトロッコでだいたい1万782人のかたが利用してございまして、ウエスタンビレッジで1,039人のかたが利用してございまして。

それと、観光協会のほうで狩勝高原園地庭園鉄道というのが7月から8月にかけて、土日祝祭日になるんですけれども、そちらのほうで17日間実施しまして、そのときの来場者数が合計で1,595名のかたが利用していることになっております。

狩勝高原の再整備については、計画的に進めていきたいと考えておりますが、今後財政的な問題もあるとは思われますので、公園整備に向けた補助金の採択、あるいは起債等の関係もごさいますので、そういった課題を整理しながら、ちょっと年次がどういふふうに進んでいくかというのはまだここでは言えないんですけれども、そういった財源対策も含めて、今後整理して、整備していきたいと考えております。

◎廣山輝男副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 プレミアム商品券については、よく商工会と打ち合わせをしてやっていただきたいと思っておりますし、さきほどちょっと言い忘れたんですけれども、結局3回に分けて販売した部分については、町民のかたの中には「1回でなくて、ああやって分けてもらってよかった」と言っている人も結構おりますので、その辺も3回というのはどうか分かりませんが、1回でなくて2回ということも、やはり検討の材料にしていいのではないかなというふうに思っております。

それから、チャレンジショップはこれは50万円の予算なんですけれども、入居される事業の内容によっては、これ以上になった場合には補正かなんか組んでやるという考え方はあるのかどうか、それもちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから、狩勝高原の園地の関係なんですけれども、ずっと丁寧に説明をいただいたんですが、私がよく聞きたいのは、今回、駐車場とトイレを整備するわけなんですけれども、やはりこれから整備は計画的に何年間かにわたってやっていくのでしょうか、最終

的に入り込み数どれくらいを見込んでのトイレなり、駐車場の整備なのかというところが知りたいんです。

今、去年来た観光客が、全部合わせると1万3,000人ぐらいになるんですか。このためだけの駐車場とトイレを整備するというのではないと思いますので、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 佐々木産業課長補佐。

◎**佐々木隼人産業課長補佐** まずプレミアム商品券については、今後商工会のほうと相談しながら進めてまいります。

チャレンジショップについては、恐らく実際にスイーツと限定すれば、スイーツの店が入る場合は、50万円では足りないと思いますので、そういったものもありますので、要項と照らし合わせて、補正なりの対応をしていかななくてはならないと考えております。

それと、狩勝高原に関してなんですけれども、昨年委託した委託会社の調査によって出していただいた数字が、狩勝高原のガーデンを含めた観光地整備の入り込みが3万5,000人ということになっております。

◎**廣山輝男副委員長** 柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 去年の数字では3万5,000人ということだから、3万5,000人を見込んでトイレと駐車場を整備するというので捉えてよろしいですか。

◎**廣山輝男副委員長** 佐々木産業課長補佐。

◎**佐々木隼人産業課長補佐** 平成28年度で整備するトイレと駐車場に関していえば、既存の施設で必要とされている数の駐車場とトイレを整備する予定になっております。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。吉川委員。

◎**吉川幸一議員** 3点についてご質問させていただきます。

105ページの物産展参加補助事業、これは26年度の予算書を見ていたら100万円、80万円というところで今、落ち着いておりますが、年間の利用回数が何回あるのかなど。

この予算説明資料の中には、「イベントに事業者が参加する際の経費の一部を補助します」となっておりますのでお聞きするんですけれども、費用の何パーセントを補助されるのか。それからこれには人数等の制限があるのかなのか。それから宿泊費用、それから旅費、それから同一業者が2回、3回と使うことが可能なのかどうか。

それから埼玉なら埼玉、固有名詞をあげてしまうと、あそこで新得町の物を売りますといったときに、一業者が行ってほかの物を協力して売ってやる、そういうふうな感覚もあるのかどうか。全部地場産品、自分のところで行くのかどうか、そこら辺のご説明を願いたい。

それから107ページ、19節の負担金、補助及び交付金で、町観光協会3,700万円ですけれども、これは今回のそば博で1,400万円ぐらいこれに付いているのか、特別に。だいたい観光協会が今年の事業の中でこういうふうな事業をしますというのを町が捉まえているかどうか。これはたぶんそば博で1,400万円ぐらいは付いているんじゃないかなと思っております。ご説明願いたいと思います。

それから108ページの特定財源、狩勝峠展望台改修事業、これは狩勝峠の展望台というのは、あそこは新得町の領地だか、領地でないかだけ。

展望台は新得町の領地じゃないけれども、ちょっと山から外れていますので、あそこは新得町の領地なのか領地でないのかだけ、聞かせてください。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 まず物産展の関係なんですけれども、物産展の平成27年度の実績からいいますと、5事業者が利用しております。これは札幌のイベントだったり、東京のほうの展示会にそれぞれの事業者が行ってございます。

補助については、1事業者あたり1件、それと上限額が道内で5万円、東京等の道外に関しては15万円ということで見えております。

それと、対象となるのがテントの場所代、それと機械器具の借上料、それと装飾代、あと運搬費等になっております。

(発言の訂正)

物産展のほうで漏れていたものがありましたので、物産展については、1物産展に対しては1回なんですけれども、そのほかに出る場合は予算の範囲内で出すようになってございます。

観光協会に関して、そば博の関係なんですけれども、そば博の今現在の予算総額が1,785万7,000円であります。そのうち町が観光協会に助成する金額が1,000万円を見ております。

そのほか北海道、あるいは北海道市町村振興協会の補助等がございますので、そちらほうと、あと出展者のいろいろな関係で1,785万7,000円ほどということになって、町が今見ているのが、さきほどいった総額はそうなんですけれども、町が見ている金額は1,400万円ということになっております。

観光協会の主な事業といたしましては、さきほどいった新そばまつりのほかにイベントでいいますと、大雪まつり、それと各種秋祭りを含めた盆踊り等の補助金を出しております。

そのほか新しい事業として、観光協会において町のふるさと納税について、ふるさと納税業務のほうを受託しておりますし、マリアージュプロジェクトというのがございまして、そこで例えば新得町の特産品の焼酎とチーズを合わせた物をセット販売とかしております。

狩勝峠の展望台については、場所的には南富良野の区域になるんですけれども、土地は新得町の土地ということになっております。

◎廣山輝男副委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 答弁に苦労しています。私の求めた答弁は、観光協会、通常の予算とそば博に付けた予算が今回1,400万円ぐらいあるんじゃないかと。それで、その1,400万円の使い道というのは町で理解されているかというだけの話。今までのいろんな祭りに使うお金なんていうのは、通常のお金だから聞いてはいない。もう1回、同じようにご説明を願いたい。

もう1点、最初の105ページの物産展参加補助事業も1事業何回もというけれども、テント代ですとかいろんな物があつたら、それなりに掛かるだろうと私は思っている。でも私は、経費の一部だから、何人行ってなんぼ掛かつたら、だいたいなんぼ出すんです、補助しますと。宿泊も必要、3泊を3人で、もしかやつたとしたら、8,000円で2万4,000円だつたらなんぼぐらい補助しますと。そういうふうは何パーセント補助というふうなものは決まっていないのか。だからこの事業にはこれだけ出しましょうという形でやっているのかどうかだけ、説明を願いたいなど。

年間、何回というのは1事業じゃなくて、トータルで何回ぐらいの事業にこの補助の一部を出しているか、説明願います。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。

(宣告 15時42分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時47分)

◎**廣山輝男副委員長** 佐々木産業課長補佐。

◎**佐々木隼人産業課長補佐** それでは、そば博の現在の予算をご説明いたします。

さきほどいった総額が町の補助が1,400万円で、そういったもろもろの、もろもろというか、その他の出展者負担金だとか、そういうこともありますので、総予算がさきほどいった1,785万7,000円になりまして、まず支出に関しては施設費ということで、会場の例えばステージだとか、電気、それと音響、交通整理だとか、駐車場の整理、それと合わせまして948万3,000円ほどになります。

それと、行事費ということで、これは当日のステージイベントだとか、そば打ち体験教室とかの行事費なんですけれども、それが428万9,000円になります。

それと、広告宣伝費が232万2,000円でチラシ、ポスター、それと各種新聞だとかテレビだとかの広告の費用として見ております。

あとその他の諸経費ということで175万3,000円ありまして、大きい物がそばの井代だとか、関係者の食事、あとシャトルバスの運行の委託料などを見ております。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。長野委員。

◎**長野章委員** 簡潔に3点ほど、お伺いしたいと思います。

まず105ページの農商工連携推進事業ですか。この中で「商工業者と取り組む事業および施設等について補助をします」ということですので、ここまで書かれるとどんな施設がいいのかというふうに聞きたいなと思いますので、もし決まっていれば教えていただきたいのと。

それから今年度初めてだと思うんですけれども、19節の下にありますまちづくり推進事業ですけれども、これからだというふうに思っているんですけれども、何かこういったことを取り組んでいくというのが出てこの229万2,000円というのがはじき出されたのか。一定程度こういうことができるのではないかとということではじき出した数字なのか、その辺お答えをいただければなというふうに思います。

それから109ページの工事請負費なんですけれども、町の中で相当話題になっております。山小屋の関係ですけれども、これが新聞に載ったときに、私も最初説明を聞いたときには佐幌岳の頂上の山小屋の話かなというふうに思っていたんですね。私たちは説明を受けましたけれども、新聞を見たかたがたから、「何であんなところに3千なんぼもかかるんだ」というような話から「いやそうじゃないですよ。八角小屋の整備ですよ」というふうになったら「まだあるのか」という、そういうような状況で、たぶんこの間説明を受けたときは、3年ほど使われていなかったというふうに聞いた、違いますか、もうちょっと使われていないのでしょうか。

そういうことで、今さらというような声もちょっとあるわけなんですよね。もし整備をしてリゾートというか、スキー場のほうで使いたいのであれば、やはりもうあげてしまってスキー場で整備をして使ってもらおうというのがあるのか。

この間の協議会の説明では登山者も使うというような話だったんですけども、そんな

ことはないというのが、ちょっと町の中でもそういうふうな話題になっていますので、この辺お聞きしておきたいと思うんですけども。

これ、直して今後、どういう使われ方をするのか。本当にスキー場のオープンの期間だけで終わってしまうような気もするものですから、それにちょっとお金としてはかけすぎではないのかなというふうに思いますし、今後どういうふうになるのか。ずっと町で持っていて、整備をしながらサホロススキー場の利用者の利便性を図っていくのか。そういうことだと思うんですけども、直した後はそのままということにはならないというふうに思うんですけども、その辺の今後の見通しとか、そういったのがどうなっていくのかなというふうに思っているんですけども、その辺お聞かせ願いたいと思います。以上です。

◎廣山輝男副委員長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 農商工連携推進事業についてなんですけれども、これは農林業業者と商工業者が連携して、地域資源を活用して地域のビジネスチャンスということで、新産業の取り組みということで出しております。

補助対象なんですけれども、施設等の整備事業とか、商品化推進事業、地域ビジネス推進事業等に出しております。

補助金の額については、補助対象経費の2分の1以内ということで、施設整備にあたっては1事業者の限度額が200万円、商品化推進事業に関しては1事業者あたり限度額が30万円、地域ビジネス推進事業ということで、1事業者あたり限度額が30万円ということになっております。

それと、まちづくり推進事業については、商工会が新たにまちづくり推進事業として将来的な駅前周辺再整備にあたり、その調査研究費ということになります。

商工会としても、駅前周辺の再整備にあたり、将来の構想について青写真といいますか、構想の企画図面等、構想計画を策定することになっております。

事業計画としては、まちづくりや観光、地域住民の暮らしに関する研究、調査と、新得市街地の空洞化を防ぐための居住環境の安心安全に関する調査を進めることになっております。

具体的な事業としては、駅前周辺、本通り、商店街、居住地、その調査研究になりまして、駅前再整備に関する施設の設置調査と、駅前広場の再編整備事業の策定の検討、物産販売店、飲食店、町営浴場、宿泊施設、駐車場等の設置の検討、それと空き店舗、空き家、空き地、再生活用調査研究ということで、そちらのほうも研究することになっております。

それと、観光案内所とオープンカフェ、特産品、お土産品の販売等の設置調査も商工会のほうで具体的に調査し、構想、構想といいますか、企画図面等をつくる予定になっております。

さっきのまちづくりに関してといいますと、事業費に関しては商工会のほうから要望が来た数字をこちらのほうで検討しまして、精査した結果、こちらの金額220万円ほど計上していることになっております。

八角小屋に関してなんですけれども、八角小屋が5年、平成23年度以降に閉鎖ということになるので、5年になると思うんですけども、5年閉鎖してしまっていて、実際はスキーをやるかたから、休憩やトイレの利用にあたって、再開の要望が寄せられております。

それと、サホロリゾートのスキー場なんですけれども、年間利用するカタが延べ人数になるんですけれども、90万人から100万人のカタが利用されていますので、そのカタに対して新得町の魅力を発信していくために、併せてそこに観光のインフォメーション的な施設として改修したいと考えております。

今、あそこは多目的施設として、休憩所だったり、さきほどいった観光案内所として、利用を考えております。

建築工事費がかなり高くなるんですけれども、その分維持管理については、加森観光のサホロ事業部のほうに依頼し、同社に一部貸し付けを行って、そこで軽食なり、飲料等の販売を実施する予定になっております。以上であります。

◎廣山輝男副委員長 長野委員。

◎長野章委員 農商工連携推進事業ですけれども、特に何というのは決まっていないという、そういう捉え方でいいんですよね。

それからまちづくり推進事業、これは商工会さんがやることですから、あまりとやかく言えないんですけれども、向こうから上がってきた要望だということですから足りるのかなというふうに思っていますけれども、もし聞いていけば、例えばいろんな調査をしますということですから、調査を委託するのか、それとも例えば自分のところの人とか、人を雇ってでもやろうとしているのか、その辺分かったら教えていただきたいと思えます。

あまり商工会さんのやることに口出しはしたくないですけれども、その辺がどういうふうになっているのかなということで、お聞きしておきたいと思えます。

それから山小屋の関係なんですけれども、すごく利用者が増えたからということでやるのかもしれないけれども、そういうのであれば、これは観光案内もするということですから、それはそれでいいんですけれども、町がしなくても、事業体というか、企業体というか、そういうところが整備してもいいのでないか。

ずっと使われていなかったのが、いきなり整備しようとするものですから、やはりこのくらいの金額が掛かってしまうのかなというふうに思うんですけれども。

今後、これを整備した後も、やはり町の持ち物として持つのであれば、いろいろなメンテもかかってくるのかなというふうに思いますので、その辺どうなのかなということでお聞きをいたしました。

それから、これは今最後に言われたんですけれども、委託料というか、管理委託料、それから使用料をもらって、使用料と委託料で収支が合うのか分かりませんが、観光案内とかそういう新得のピーアールを含めて、リゾートさんをお願いをするということになれば、委託料というのは発生してくるのかなと。それとも、そういうことはなしでボランティアなのか。町の職員を派遣するとか、観光協会の人がいっているわけではないというふうに私も認識していますので、その辺。

そうすると、そういうので委託料というか、貸し付けして、貸付料をもらっても、それで委託していたら結局は同じなのかなと。そうすると、あちらのものの方がいいのではないかなというふうな気がするわけなんですけれども、その辺もう一度お伺いしておきたいと思えます。

◎廣山輝男副委員長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 お答えいたします。まず農商工連携の関係でございますけれども、28年度に特定した事業があるかということ、まだその辺は決まっていない。取りあえず予

算措置をさせていただいているところです。

それと、まちづくり推進事業の関係でございますけれども、商工会が自ら駅前をどう活性化していくかという視点で要望がありました。実際の業務をどうするかという内容ですけれども、当然自ら職員が調査する部門もあります。また専門のコンサルに意見を伺いながら進める、そういった相談業も含めてあります。

そういった中で、全体の駅前周辺も含めた商工会、商店街活性化、まちづくりというところの観点で、商工会のほうから要望があった事業について、補助金として予算計上しております。

それと、山小屋の関係でございますけれども、山小屋につきましては、一部をサホロリゾートのほうで軽食を出したりしたいということで。それは冬のスキー客が多くなる。そういうお客さんをやはりそこで引き留めたいというところの意図もありまして、全面ではありませんが一部を使って使用したい。これについては、貸し付けという形で使用させていくと。

あと、残った分というか、必要でないところというのですか、全体の中の一部ですけれども、そこは冬の観光客が多く訪れるということで、そういったお客さんにいかに新得町のピーアールをするかというところの機能も持たせて、新得町の観光情報を発信できるような、そういった機能を持たせるということで考えています。

管理に関しては、そういったお互いにその施設を使って、そして観光の事業の経済波及というのですか、そういうのを図るために、草刈りについてはサホロリゾートのほうで全体を清掃管理というのですか、その辺は行っていきたいということの話もありましたので、そういった貸し付けをしたいというふうに考えております。以上です。

◎廣山輝男副委員長 長野委員。

◎長野章委員 あまりしつこく質問もしたくありませんが、山小屋の関係ですけれども、たぶん夏は一般のかたが利用したとしても、たぶんリゾートさんのほうは店をというか、開けないと思うんですよね。そうすると、冬だけということですので、これが安ければいいとは言いませんけれども、やはり3,400万円ですよね、この金額。

やはり町民の皆さんも「こんなに掛かるのか」と、ひよっとしたらもうちょっと限られた建物だったら新築できるのではないかという、そういうのもあると思うんですよね。

そういった中で、これを整備して利用していくということですから、どのくらいの利用になるのか。前回使われているときは、たぶん利用者が少なくて閉めたんだと思うんですけれども、それと、古いとかいろんなことがあって閉めたんだと思うんですけれども、それをさらに直して開けるということですから、どのくらいのかたが利用されるか分かりませんが、ちょっとやはり高いなというか、費用のかけ過ぎでないかなと思いますし、必要だということであれば、これはちゃんと整備してやはり使っていかないとなりませんけれども。

しかし、本当に何回も言うように、使われていないものを使うようにしたので、これはよほど利用効果というか、そういったのがやはり見られるといたらおかしいですけれども、そういうのがあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ利用率が上がるように頑張ってくださいというふうに思います。以上です。

◎廣山輝男副委員長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 お答えいたします。今回の改修でございますけれども、主にトイレが旧式でありまして、それを洋式のトイレにしたり、そういったところに相当の額が

掛かってくるというところであります。

そのほかに、当然老朽のところもありまして、壁、床、天井というところも改修しますけれども、そういった多額のお金を掛ける以上、町側も通年で利用ができるように、これはリゾートのほうにもそういった使い方をお願いしているところです。

併せて夏の観光客もいかに呼び寄せるかというところも、そういった観点からもそういう施設の整備は必要かなというふうに思っております。

できるだけ通年で使えるような形で進めたいというふうに思っています。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第7款、商工費を終わります。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。午後4時20分まで休憩いたします。

(宣告 16時09分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 16時20分)

◎**一般会計 歳出 第8款 土木費 (第1項 道路橋りょう費、第2項 河川費)**

◎**廣山輝男副委員長** 次に、予算書の110ページをお開きください。第8款、土木費の審査を行います。110ページから114ページまでの、第1項、道路橋りょう費、第2項、河川費についてご発言ください。柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 1点、たいへん単純な質問をしますが、113ページの委託料と、それから113ページの15節、工事請負費、金額がちょっと大きいものですから聞くんですが、橋りょう維持管理補修で4,830万円委託料、それから橋りょう長寿命化補修で4,230万円、これちょっとなんか同じようなものかと思うんですけれども、この管理補修と長寿命化補修の違いちょっと教えてほしいと思います。

◎**廣山輝男副委員長** 鈴木施設課長。

◎**鈴木隆義施設課長** お答えいたします。まず13節の橋りょうの管理補修でございますけれども、町に架かっております、135橋あるんですけれども、そのうちの67橋について、打音と目視によって異常がないかというのを一応点検する業務であります。

それと、15節の橋りょう長寿命化ですけれども、今回、神社橋と本通小橋の2カ所の改修を予定しております。

神社橋につきましては、高欄、地覆、支承、桁の補修、あと本通りにつきましては、橋面、伸縮装置ということで、実施計画というか、補修をやる予定でおります。以上でございます。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** 次に進みます。

◎**一般会計 歳出 第8款 土木費 (第3項 都市計画費、第4項 住宅費)**

◎**廣山輝男副委員長** 引き続き、土木費の審査を行います。115ページから118ページまでの、第3項、都市計画費、第4項、住宅費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第8款、土木費を終わります。

◎**一般会計 歳出 第9款 消防費全般**

◎**廣山輝男副委員長** 次に、予算書の119ページをお開きください。第9款、消防費の審査を行います。119ページから121ページまでの、第9款、消防費全般についてご発言ください。長野委員。

◎**長野章委員** 119ページの消防費の負担金、補助及び交付金になるかと思うんですけども、この中で、十勝が1つになって広域消防ができたわけですけども。この間の新聞だったと思うんですけども、給与を一元化したいという、どこの時点でというのはちょっとよく分からなかったんですけども。それに伴い、人事交流というか、活発に行われるのかどうなのか。今の段階だと1人派遣という、そういう説明を受けているわけですけども。

今後こういうふうになると、統一給与というふうになると、そこにとどまっている理由がなくなるのかなというか。そういうふうになると、一番最初心配していたように、なかなか田舎の町に住む人がいなくて通ってくるような状況になるのではないかというように、そういう心配もしたこともあったと思うんですけども、それはそういう心配はないということだったんですけども。自賄いというふうに聞いていたんですけども、給与は自賄いでなかったのではないかというか、お金は自賄いだけでも、統一することなのか。その辺お聞かせ願えればというふうに思います。

◎**廣山輝男副委員長** 暫時休憩いたします。

(宣告 16時25分)

◎**廣山輝男副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 16時30分)

◎**廣山輝男副委員長** 浜田町長。

◎**浜田正利町長** お答えいたします。とちち広域消防事務組合に関しては、この間、長い時間の中で議論させていただきまして、本年4月1日、本格的に事務組合としてスタートするという事で、若干不安というものもないわけではないかなと思っています。

その上で、委員からお話しありました給与の問題、自賄いの問題などなど、これからも詰めていかななくてはならないものというのはまだ出てくるかなというふうに思っております。

いずれにしても、地域の消防力が今よりも悪くなるということは絶対あり得ないというふうに思っていますので、今の消防力を今まで以上に向上するよう、消防事務組合の中でも、われわれの立場でも、協力していきたいなと思っています。以上であります。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。高橋委員。

◎**高橋浩一委員** 一応4月以降の、広域消防事務組合になるにあたっての確認という意味で、質問させていただきます。

現役の消防団員の一員として、地域の消防、救急についての不安を持っておりますので、それにお答えいただけたらと思うんですけども。

4月1日からのとちち広域消防事務組合は、日本最大の管轄面積を持つ消防事務組合

になるということで、これによって初動体制の強化や財政負担の軽減などが図られるというふうに言われていますし、現場に最も近い消防署から出動することで、消防車や救急車の到着時間が最大で30分短縮できる地域があると想定されているというふうに聞いていますが、新得においてはやはり新得は十勝の端（はじ）ですので、そういったメリットというのは、かなり少ないと思います。むしろ新得の範囲というのが、人舞あたりまで広がるのではないかとこのように言われていることから、ほとんどないと思うんですけれども、新得からもしそちらのほうへ救急車が出動した場合、屈足もしくは新得の地域で急病が出た場合には、清水か鹿追から救急車が走るということが想定されますが、そうすると今までよりもむしろ時間が長くなるという懸念があります。

これは120ページ、消防施設費になるのですか、今回、18節で消防ポンプ車購入ということで出ていますけれども、屈足地区において救急車の購入ということが可能なのかどうか。もし購入するのであれば、どういった条件を満たせば購入することができるのかということをお伺いしたい。

新得というのはやはり面積が広い、ほかの地域とは違う土地だというふうに思っていますので、もし救急車が賄えないならば、それなりの体制がしっかりと取っていけるのかということをお伺いしたいと思います。

◎廣山輝男副委員長 増田消防署長。

◎増田和彦消防署長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず広域化についてということで、ご存じのとおり、平成28年4月より十勝が1つの消防事務組合ということでスタートいたします。消防職員については、広域の消防職員ということで、また消防団については各町の消防団ということで、新たな枠組みということでスタートすることになっております。

まず初動体制について強化されるということで、新得町については、メリットはあまりないのではないかとこのようにございますけれども、119番通報につきましては、帯広に設置されます高機能指令センターで十勝で唯一受けるセンターになりますが、そこに119番通報されることによって、各署所、災害現場に一番近い署所に出動指令が出されることとなります。そのことによって出動時間、また出動隊員の隊編成についても、今までよりは早くなるというふうに考えております。

それと、さきほどの出動範囲の関係でございますが、新得消防署の管轄について申し上げますと、清水町の分が新得管轄ということになります。

具体的にいいますと、下佐幌地区、それと人舞地区の一部が清水消防署の管轄でございますけれども、直近の署所で申しますと、新得町のほうが近いということで、指令のほうは新得町に入るとこのようになっております。

また屈足の新屈足地区につきましては、逆に新得から向かうよりも鹿追消防から向かったほうが早いということで、こちらのほうも鹿追町管轄ということで出動になります。

なお、火災の出動に関しては、直近の署所が出動しますが、もともとの受け持ち地域の消防署については、少し遅れるとは思いますが、現場に着きましたら、その時点で管轄というか、担当が変わりまして今までどおりの活動ということになります。

ただその地域については、新得から向かうより、ほかのところから向かったほうが早く到着して初期活動ができるということで、メリットがあるということになると思います。

次に屈足地区に救急車の配置は可能かということでございますが、過去の議会におき

ましても、何回か話が出ていたと思うんですが、屈足地区に救急車を配置するというのは本当に望ましいこととは思いますが、

しかし、救急車を配置することになれば、現在の新得町の消防職員の数では運用できる人員が確保できていないという状況でございます。救急車の1回の出動に隊員が3名乗車しなければならないと。また救急車を置く場合に、車庫または隊員を常駐させる事務所、仮眠室等と、莫大（ばくだい）な経費、費用が掛かるのかなというふうに考えております。

年間の救急出動件数でございますけれども、だいたい前年で年間240回前後、そのうち屈足地区の出動回数が50件弱ぐらいということで、全体の20パーセント、これが屈足地区の出動件数になっております。その20パーセントの出動で屈足地区に救急車を置くというの、また財政的な問題だとか、費用対効果、その他の問題もいろいろクリアしなくてはならないことかなというふうに考えておりますので、現在の人員体制状況について検討しましても、屈足地区に救急車を置くのは今の段階では難しいのかなというふうに考えているところでございます。

職員体制についてでございますけれども、4月から1名、とかち広域消防事務組合のほうへ派遣ということで予定しております。

また現在職員数18名になりますが、5月1日で職員1名採用ということで19名体制の中で、いろいろスキル、また人員育成を図りながら消防体制の不備がないように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** 高橋委員。

◎**高橋浩一委員** 今の段階だと非常に難しいということなので。たださきほどの墓の話じゃないですけども、もし私が高齢者になって独り暮らしで屈足地区に住むと。足がない場合だと本当に不安だと思うんですね。何かあったときはどうしようと。今現在住まわれている高齢者のかたがたも、今同じ気持ちだと思います。

一般質問でも言っていたように、屈足地区の医療が早く解決といたらおかしいですけども、充実するような形でいけばいいなと思っていますので、これからの体制づくりよろしくお願いたします。

◎**廣山輝男副委員長** 増田消防署長。

◎**増田和彦消防署長** 屈足の救急車がないということで、住民の不安については十分理解しております。

また、救急出動中における要請につきましては、残っている職員の状況にもよりますが、1名でも早く現場にできる限り行って、清水なり鹿迫の救急車が来るまでの間の応急処置なりをできるような体制を、今後検討していくところでございますので、救急車が来るまでの間の処置ということに全力を挙げて、住民の安全安心に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

◎**廣山輝男副委員長** ほかに。

（「なし」の声あり）

◎**廣山輝男副委員長** これをもって、第9款、消防費を終わります。

◎延 会

◎**廣山輝男副委員長** お諮りいたします。

本日の審査はここまでとし、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**廣山輝男副委員長** 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

なお、17日は午前10時より、引き続き予算特別委員会を開きます。

(宣告 16時42分)

予 算 特 別 委 員 会
平成28年3月17日(木) 第3号

○付託議案名

議案第16号	財産の無償貸付について
議案第17号	行政不服審査会条例の制定について
議案第18号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	平成28年度新得町一般会計予算
議案第23号	平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号	平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	平成28年度新得町介護保険特別会計予算
議案第26号	平成28年度新得町簡易水道事業特別会計予算
議案第27号	平成28年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第28号	平成28年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(11人)

委員長	柴田信昭	副委員長	廣山輝男
委員	長野章	委員	村田博
委員	湯浅佳春	委員	佐藤幹也
委員	貴戸愛三	委員	若杉政敏
委員	湯浅真希	委員	吉川幸一
委員	高橋浩一		

○欠席委員(なし)

○委員外(1人)

議長 菊地康雄

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜田正利
教育委員会	委員長	浦山兼一
監査	委員	下浦光雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務	課	長	武	田	芳
地	域	戦	略	室	長	博
町	民	課	長	渡	辺	裕
保	健	福	祉	課	長	洋
施	設	課	長	鈴	木	隆
産	業	課	長	鈴	木	義
児	童	保	育	課	長	貞
総	務	課	長	補	佐	正
町	民	課	長	補	佐	俊
保	健	福	祉	課	長	補
産	業	課	長	補	佐	め
産	業	課	長	補	佐	ぐ
児	童	保	育	課	子	ど
屈	足	支	所	長	中	村
出	納	室	長	金	田	秀
消	防	署	長	木	村	和
庶	務	係	長	増	田	健
財	政	係	長	小	林	恒
				桑	野	雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	斉	藤	仁
学	校	教	育	課	長
社	会	教	育	課	長
学	校	教	育	課	長
				補	佐

石	塚	将	照
岡	田	徳	彦
嶋	倉	一	寿

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎柴田信昭委員長 本日は、全員の出席でございます。
昨日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

(宣告 10時00分)

◎議案第21号 屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎柴田信昭委員長 次に、条例の審査を行います。議案第21号、屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。岡田社会教育課長。

[岡田徳彦社会教育課長 登壇]

◎岡田徳彦社会教育課長 議案第21号、屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目をお開きください。

提案理由でございますが、利用が低迷している屈足レイクサイドパークゴルフ場の使用料を無料化し、利用の促進と、管理コストの縮減を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

戻っていただきまして、改正部分でございますが、第5条におきまして、パークゴルフ場の使用にあたり、使用許可が必要の旨の記載を削除するとともに、これまで規定のなかった露店および興業で使用する際の使用許可について、新たに規定しております。

また、別表においては、パークゴルフでの使用料金に関する項目を全て削除するとともに、露店および興業で使用する際の料金を新たに定めております。

条例本文につきましては、朗読を省略させていただきます。

次に附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を、平成28年4月1日と規定しております。

1枚めくっていただきまして、第2項では、サホロリバーサイド運動広場条例におきまして、別表の備考欄に屈足レイクサイドパークゴルフ場シーズン券および1日券の共通利用に関する記載がございますので、その部分を削除するための、条例の一部改正について記載しております。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[岡田徳彦社会教育課長 降壇]

◎柴田信昭委員長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。吉川委員。

◎吉川幸一委員 2点、お聞きしたいなと思います。

1点は、露店および興業の平米（平方メートル）20円、この単価というのは、どういう発想から生まれるのかなど。促進をするために安くするのか、それともどういうふうな想定で露店が入って、20円集金、私は何千円でもいいような気はするんです。平米（平方メートル）といたら60円払えばテント張ってずっといれるんです。その排除の仕方ですとか、いろいろなものがこの中には含まれるのかなど。1点はそれです。

それから、しょうがないかなと思うんですけれども、レイクインのパークゴルフ場、愛好家はたくさんいます。私どももレイクインで年1回ですけれども、パークゴルフは

やります。

ここに書いてあるとおり、利用の促進になればいいなと思うんですけども、利用の促進にならないときはどうしようかという、その先を考えて検討したことがあるかないか。ずっとパークゴルフ場はやはりパークゴルフ場で維持していこうという発想だったらいいのですけれども、この先何年間かやって、もうあそこはつぶそうと、こういう発想が頭の中にちょっとでもあるかどうかだけ、お答え願いたいと思います。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 吉川委員のご質問にお答えいたします。

まず露店および興業の平米(平方メートル)20円ですけれども、これにつきましては、ほかの条例との整合性を図る意味で同じ金額というふうに設定をしてございますので、もし必要があるというのであれば、関係する課を含めて検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

また2点目ですけれども、パークゴルフ場の利用愛好者、たくさんいるということでお話しいただいておりますけれども、取りあえず今現在は、利用者が極めて少ないということで、まずは無料にしてみましよう。その後につきましても、一応3年ぐらいかなというふうに見ていきますけれども、そのくらいをめぐりもう一度またあらためて愛好者のかたを含めてご意見を伺いながら、その後のことについて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◎柴田信昭委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 今課長が答弁の中で「3年」という言葉で明言されましたけれども、利用促進を図ってどのくらいの人数だったら3年で良い、悪いと検討することがあるのか。1人足らないとか、2人足らないと、言葉のあやだったら、そういうふうな形もできるんだ。

それはもう初めから、このパークゴルフ場を無料にするときに、「3年」というのは、話が出ていたのかどうか。課長の発想なのか。そこら辺ご答弁願いたい。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 ご質問にお答えします。今の3年というのは、3年ぐらいかなと思って、私はちょっと単純に、話し合っただけで3年と決めたわけではございません。なので、利用状況を見ながら検討していくということ考えております。

現段階では廃止ということまでは含めて考えてはいないです。

◎柴田信昭委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

◎一般会計 歳出 第10款 教育費(第1項 教育総務費、第2項 小学校費、第3項 中学校費)

◎柴田信昭委員長 次に予算書の122ページをお開きください。第10款、教育費の審査を行います。範囲が広いので分けて審査を行います。初めに、122ページから133ページまでの、第1項、教育総務費、第2項、小学校費、第3項、中学校費についてご発言ください。長野委員。

◎長野章委員 2点ほど、お伺いをしたいと思います。まず123ページの賃金のところで、全町教育の専門員のかたが、28年はどういう形になったのか、お聞かせ願いたいと

思います。

それから、前回の議員協議会でもちょっとお伺いしたんですけれども、126ページの土曜授業の関係で、土曜授業推進37万5,000円というふうに載っているんですけれども、新たに2校でしょうか、全部で2校なのか。トムラウシはどういう状況になっているのか。新得と屈足というお話しでしたら、新たに2校ということになると、トムラウシと屈足かなというふうに思うんですけれども。そうすると、3校全校がやるのかなというふうに思っているんですけれども。

前にもちょっとお聞きしたんですけれども、アンケートや何かをやったというふうに聞いたような気がするんですけれども、教育委員会としてはこの土曜授業を導入してどうだったのかという総括というか、総括でもないんですけれども、そういったのを委員会として取りまとめたのかどうなのかという。

これは、十勝全部でやっているわけではありませんので、ある程度何校か抽出してやっているみたいなんですけれども、そういったところも含めて、教育委員会ではどういうふうに押さえているか、この2点についてお伺いします。

◎柴田信昭委員長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 お答えいたします。初めに全町教育専門員についてですが、昨年、年度途中で専門員やめたわけなんです、その後11月から新たなかたを雇用しております。28年度についても、そのかたを継続して雇用していく予定であります。

それと、土曜授業の関係です。資料のほうに「2校」と書いてあるんですが、28年度の土曜授業につきましては、町内小学校全校3校でやるということにしております。

ただし、富村牛小中学校、こちらにつきましては、かねてより地域、学校、保護者が連携してのグリーンクラブ活動というのが展開されております。そのため、トムラウシにつきましては、そのグリーンクラブ活動を土曜授業と見なすということしております。グリーンクラブ活動、地域が自主的にやられているものですから、今回、うちの要項もトムラウシについては、それに従わないということで、経費についても新得小、屈足南小の分の2校ということで見えております。

ただ、トムラウシのほうでどうしても経費が掛かる、必要だということでありましたら、それについても検討していきたいと考えています。

それと、土曜授業の総括についてです。26年度につきましては、道の事業ということで実施しておりました。その件については、総括してやっております。ちょっと手元に資料はないのですが、おおむね児童の感想は、「楽しかった」という率が非常に高かった。保護者についてもおおむね好意的な印象を受けております。

今年度、27年度につきましては、町のモデル事業として新得小学校で土曜授業を実施しております。こちらについても、今後になりますけれども、総括していきたいと考えております。以上です。

◎柴田信昭委員長 長野委員。

◎長野章委員 トムラウシの話をお聞きしました。トムラウシのグリーンクラブ、今、林務のほうの予算で3万4,000円ほど補助していると思うんですけれども、最大限この予算でやってみるということなんですか。もう少し例えば上積みしてあげたらどうなのかなというか。グリーンクラブのほうの予算でもいいですし、委員会のほうの予算でもいいですから。そうすると、まだまだ活動の幅が広がるのかなというふうに思いますので、ぜひ検討してみてください。

◎柴田信昭委員長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 今回の37万5,000円につきましては、これまでの新得小学校でかかった実績に対して、1.5倍という数字で、ちょっと分からないものですから、上げさせていただいております。

今後の実績によりまして、金額についても検討していきたいと思っています。以上です。

◎柴田信昭委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 1点だけ、聞かせてください。132ページで13節の委託料、アスベスト測定業務、これは毎年載っております。

それから同じように、144ページにも12節の一番上に、アスベスト粉じん濃度調査手数料、これは「アスベスト」という言葉がこの予算書に2つ載っているんですけども、中学校にはまだアスベストが残っているのかどうかだけ、聞かせてもらいたいと思います。

◎柴田信昭委員長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 お答えいたします。アスベストについてですけども、体育館の天井部分一部に屈足中学校、一部アスベストが残っておりまして、今、飛散しないようにシートで覆っているのですが、そのために調査を毎年していかないとダメだということで、予算を設けております。以上です。

◎柴田信昭委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 アスベスト、少し残っているというのがもう分かっている段階で、公民館やなんかはみんな取ったんですよね。学校のアスベストは取れない、夏休みですとか、冬休みのときに取れないようになっているのか。屈足中学校なんか、これからもうずっと使う状態のときにどのくらいの予算が掛かって、どのくらい排除するのに掛かるか。1回、見積もりなり、何か考えられたことがあるんですか。

◎柴田信昭委員長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 除去の、特に見積もりとかは今までとったことはないんですが、金額的にはかなり高額になるということはお聞きしております。

また屈足中学校について、将来的に大規模な改修は必要だと考えています。その際にできれば検討していきたいとは考えております。以上です。

◎廣山輝男副委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時17分)

◎廣山輝男副委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時21分)

◎柴田信昭委員長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 (発言の訂正)

◎柴田信昭委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 次に進みます。

◎一般会計 歳出 第10款 教育費（第4項 幼稚園費、第5項 社会教育費、第6項 保健体育費）

◎柴田信昭委員長 引き続き、教育費の審査を行います。134ページから151ページまでの、第4項、幼稚園費、第5項、社会教育費、第6項、保健体育費についてご発言ください。村田委員。

◎村田博委員 148ページの15節、工事請負費、サホロリバーサイド拡張整備ですが、これはどのくらいの面積だとか、どういう作業をやるのか、ちょっと説明をお願いしたいのと。

もう1点ですが、新得山スキー場リフト再開整備で、そこがまた掛かっているんですけども、これは毎年するのか。

それともう1点、スキー場の頂上にある救命ボートというか、それがブルーシートで覆って、毎年すぐテントはボロボロになるので、どこか小屋でも建てたほうがよいのかどうか、そこら辺の検討もお願いしたいと思って、この2点だけお願いします。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 まずサホロリバーサイド運動広場の拡張工事の関係でございますけれども、平成28年度から3カ年での計画で事業を計画しておりまして、内容につきましては、全天候型の400メートルトラック、それから内側に人工芝のサッカーコート、そのほか付帯施設としまして、トイレや管理棟、それから駐車場等の事業内容というふうになってございます。また既存の芝生ランニングコースの一部コース移設も含めております。

28年度の初年度の内容につきましては、ランニングコースの迂回（うかい）路と、あとは、流木の伐採や伐根、それから敷地造成の一部、配水管路の一部などを予定しております。

それから、新得山スキー場リフトの再開整備でございますけれども、これにつきましては、シーズン初めに行う毎年の定期整備ということでございますので、毎年実施しております。

それから、新得山スキー場の頂上にあるパトロールで使う救命ボート、アキヤボートというんですけども、それがブルーシートで覆われていてひどいということで、その辺につきましては、ちょっとスキー場、それからパトロールのほうと相談しまして、対応策検討してみたいと思います。以上です。

◎柴田信昭委員長 村田委員。

◎村田博委員 このリバーサイドが、去年言っていた駐車場だとか、リンクのスタイルかなど。私、勘違いしていたかなと思ったけれども、説明を聞いて納得しました。どうもありがとうございます。

◎柴田信昭委員長 ほかに。高橋委員。

◎高橋浩一委員 136ページ、8節、報償費、成人式記念品についてなんですけれども。昨年度の予算委員会でも言ったんですけども、集合写真以外にも何か新得ならではの記念品を贈れないかという提案をしましたが、今年も残念ながら集合写真だけと。28年度もこの予算で見ると集合写真だけという形で見たいんですけども、その理由を聞かせてください。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 昨年の予算委員会でご質問をいただきまして、今年の1月の

成人式は写真だけでありました。

来年、29年の1月の成人式に向けては内部で検討しておりまして、予算上は変わっていないんですけれども、今この場でどこの何というのは、詳しくはお話しできない段階なんですけれども、一応新得ならではということで記念になるものということで、考えてはおります。以上です。

◎柴田信昭委員長 高橋委員。

◎高橋浩一委員 ほかの事業についても言えることだと思うんですけれども、1つの課で行うのに無理があるものがあると思うんですよね。

例えば成人式でいえば、成人式をどう考えているか。ただ形式的に20歳になった子どもたちを祝うのがいいのか、本来であれば新得で生まれ育った子どもが成人を迎える。そこまで育てた親御さんたちに感謝の気持ちを込めて、新得町がお祝いをするというのが本来の姿だと思います。

そこで、お祝いの品ということについても、社会教育だけで考えると限界があると思うんですよね。例えば昨日の予算委員会が出たマリアージュ in しんとくで、ふるさと納税の焼酎とチーズを出した。そういうものも成人式のお祝いとして出すことができないのか。それによって、新得から離れて働く子どもたちに「新得にもふるさと納税お願いします」ですとか、そういった形で新得を離れても忘れないように、何かほかの町へ行って帰るところが新得にもある、働くところがあるというのをピアールするのも、成人式の1つの役割だというふうに思っているんです。

だから、社会教育だけで全てをやるということではなく、新得町全体で成人式を祝うという考え方が大切だと思うんですけれども、町長、それについてはどう思いますか。

◎柴田信昭委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 成人式に限らずという、そういうことでちょっとお答えさせていただきたいんですけれども。

われわれ役場の職員、それぞれの課があって、いろんな課題、それぞれの課が基本的には対応していきます。

その結果、横の連携というのは常に求められるものがやはり多々あるかなというふうに思っています。今回、具体的にありました成人式というものも、あらためて担当課も悩むと思いますけれども、その担当課の悩みの中で委員から言われたように、いろんなかた、特に若い人の話は私は聞いたほうがいいかなということも結構常々思っている部分もあるので、今、言われたことを含めて、横の広がり、横の連携というのはあらためてそれぞれの課長も認識したかなと思っていますので、ぜひそういったことで、これからは町政全般も進めていきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎柴田信昭委員長 高橋委員。

◎高橋浩一委員 前回も言ったんですけれども、成人式が同じ年代の人が、同級生が新得で集まる最後の場だと、そういうふうに思っているので、ぜひそこで今後とも新得が頭の中に残るような取り組みを各課協力して、進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 今の委員のご意見を参考にしながら、今後の成人式については、新得ならではの、ピアールできるようなものを考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

◎柴田信昭委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 2点だけ。136ページの8節、今副議長しゃべったその下、指定名木でございますが、なんか風で何本かは倒れているというふうな。

それから指定されて、指定されたところがちょっと戸惑っていると。切るに切れないと、苦慮している。これは今、委員会で捉まれているのは、何本ぐらいあるのか。

それからもう1点は、141ページの8節、ここに書かれていますので、全道中学の駅伝。主催者というのは、行事が全道規模のものは相当気を使うし、人もいるし、大変なことだと、それは分かっています。でも、この駅伝に関しては、やはり新得町の名前、相当高めています。毎年やっていただきたいんですけども、働きかけ、当初何年と言われたそれをずっとやってくれないかという働きかけは、やっているのかやっていないのか。

「町長」と私が振っても、たぶん答弁にならないだろうと思うから、課長答弁してください。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 まず1点目の指定名木でございますけれども、現在、27年度につきましては、15カ所を指定しております。

また駅伝大会につきましては、一応、一番最初の約束は3年間ということだったんですけども、それから2年延長されまして、28年度が一応最後というふうに伺ってございましたけれども、新得町としましては、できれば継続して開催していきたい。

それからサホロリバーサイドの拡張整備もありますので、そのことも併せて道の陸上競技協会、そちらのほうにはお話しをして、なるべくできることならば継続していきたいというふうにお話しをしているところであります。以上です。

◎柴田信昭委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 今、課長の答弁にあったように、最初3年、それから2年、今年もやられる。働きかけをしたらずっと新得でやってもらえるのかなと。新得の問題点、もしか今、宿泊施設ですとか、そういうのはよその町も同じだと思うけれども、全道の実行委員の人が新得町で問題点があるんじゃないかというふうな発想を持っている。「ここが問題じゃないか」、「ずっと新得でやってもらいたい」という委員のひとと、それから「新得はここが問題だ」と思っている、そういう全道の中で中学駅伝の委員の人のそういう情報やなんかは、知ろうと努力していますか。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 これまで開催してきた中では、特に新得の会場における大きな問題点というのは、伺ってはおりません。逆に芝生のランニングコースが、非常に道、それから十勝の陸上関係者からたいへん好評であるということで、これまでも全国大会が芝生のコースだということで、道のそういう大会も芝生のコースというのは非常に新得は貴重だということで、開催をしております。

問題点、強いてあげれば、道や十勝からは聞いていないんですけども、地元の運営のほうで結構苦労があるので、そのあたりぐらいかなというふうに押さえております。

地元としては駐車場整理とか、大会の運営の側面的な支援ということで、スポーツ指導員をはじめ、多くのかたがたにご協力をいただいているところですけども、それ以外に大きな課題というか、問題点というのは入ってきておりません。以上です。

◎柴田信昭委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 全体に年取ってきていますから、運営する人がたも人数は少なくなってきた、年取ってきているので、新得町の中でボランティアでお手伝いしていただいている人には大変なことだと、感謝はしています。

ただ、今年で終わりなんですよ。その全道中学校の駅伝、新得で「やる」と確約をいただいているのは。「これからも新得でやらせてもらう」という答えが、全道で出るのはいつ頃なのか。そこへ向かって新得がどのように努力して、来年もやりたいという意気込みをちょっと聞かせてください。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 いつ頃答えが出るかというのは、今の段階では聞いてみないと分からない部分もあるんですけども、新得としましては、全道各地からこれだけ多くの選手、役員等も含めまして、1,000名以上のかたが芝生のランニングコースに集まるという一番大きなスポーツのイベントでありますので、新得のピーアールそれからスポーツ施設のピーアールも含めてですけども、これからも引き続き開催していただけるよう、働きかけを行っていきたいというふうに考えています。以上です。

◎柴田信昭委員長 ほかに。佐藤委員。

◎佐藤幹也委員 1点だけ、質問させていただきます。147ページの新得山スキー場の運営に関してなんですが、リフトの営業に関して、索道主任技術者という責任者が選任されていると思うんですが、これは管理者の、やはり職員が選任されているのかどうか、お伺いしたいんですけども。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 索道技術管理者におきましては、新得町の臨時職員ということで1名雇用しております。

◎柴田信昭委員長 佐藤委員。

◎佐藤幹也委員 新得山スキー場運営ということで、839万円計上されているわけですけども、話に聞きますと握索機の交換ということでお伺いしているんですけども、これは安全上たいへん重要な部分ですので、交換は致し方ないのかなと思うんですけども、私が20数年前スキー場に勤めた頃は、役場職員が一緒になって勉強会に参加していたんですよ。それで、索道主任技術者というのも役場職員が選任していたということだったんですけども、こういった専門的な知識があれば、握索機の交換の前に、握索機を止めているショートクリップというのがあるんですよ。これをまめに交換をしていれば、1台10万円弱する握索機を交換するところまでいかないと思うんですよ。

ですから、業者任せにするのではなくて、管理者である役場がある程度知識を持ってやることによって、そういった経費が削減できるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 今回、新得山スキー場のリフトの握索機の交換ということで予算を計上しておりますけれども、この部品につきましては、佐藤委員おっしゃったとおり、たいへん重要な部品でございます、リフトの搬器がワイヤをつかんでいる部分ということでありますけれども、これについては、平成元年のリフトの掛け替え時以来初めての交換であります。途中で平成15年頃に一度握索機の整備はしているんですけども、部品交換自体は初めてでございます。

索道主任もいるので雇用はしておりますけれども、リフトの点検整備自体は業者さん

のほうに委託してございますので、実際に整備した結果を受けての今回の交換というふうになっております。

索道主任もいるので、その辺相談しながらということなのかなというふうに思っておりますけれども、もちろんその索道主任も責任がある立場でございますので、索道主任と教育委員会職員もその辺の連携を図りながら、業者さんと三者で打ち合わせをしながら今後の点検整備等、進めていきたいというふうに考えています。以上です。

◎柴田信昭委員長 佐藤委員。

◎佐藤幹也委員 管理者として、責任が問われる事故が起きた場合、大変なことになると思います。古くなれば特に点検整備が重要になってくると思うんですけれども、職員が20数年前は主任技術者として選任されていたということがありますので、その辺、どうしてそういったかたに変わってしまったのかと、今後そういった形で責任を持った運営をしていけるのかどうか、その辺お伺いします。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 索道技術主任においては、やはり現場で常に安全管理をすることができるかたが一番望ましいのではないかと。役場職員も現場にも足を運びますけれども、毎日行くということが難しいかなというふうに考えておきまして、できればやはり現場で指示を出せるようなかたということで、臨時職員専任者を雇用したところであります。

そのあたり、教育委員会の職員も索道の研修などにも同行したりしておりますので、索道主任と教育委員会の職員と連携を図りながら進めたいというふうに考えています。

◎柴田信昭委員長 ほかに。長野委員。

◎長野章委員 今、スキー場の問題があったんですけれども、私もスキー場の関係だったんですけれども、やはり相当もう古くなってきていると思うんですよね。それで全面というか、相当大きな改修をしていかなければならない時期に来ているのかなと知っているんですけれども、その辺今、業者さんなどと打ち合わせをしているみたいですから、そういうことではどうなのかなということで、お伺いしておきたいと思います。

それと、運営なんですけれども、さきほど佐藤委員からも話がありましたけれども、500万円ぐらいの収入で800万円ぐらいの運営費が掛かっているんですよね。それは索道の点検だとか、そういうのはまた除いての話ですから、運営だけで本当は収支が合えばいいのかなというふうに思うんですけれども、ただ今年みたいに雪が降らなくて、降ったのはいいけれども、たぶん3月6日で閉めたと思うんですよね。

あれは索道の関係で、日にちを決めて止めないとならないというのは重々承知なんですけれども、もうちょっと1週間ぐらい本当は延びればまた違ったのかなというようなことで、その辺今も昔もあまり変わっていないのかなというふうに、協会が閉めているのかなというか。あと、国土交通省が「うん」と言わないのかどうなのか、その辺ちょっと分からないんですけれども、その辺お聞かせ願いたいというふうに思います。

恐らくワイヤも、1回か2回はもう取り換えているんですけれども、全体的にもうやらないとならない時期でないのかなというふうに思いますので、そういった計画があるのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

あと、149ページの高等支援の給食の関係なんですけれども、ここに特定財源として入っているんですけれども、小中学校と違ってどういう、例えば食材にかかる部分は個人負担というふうになるのかどうなのか分かりませんが、いったん道が集めて町

にお金を入れてくれるのか、それとも小中学校と同じように、町の給食センターがやらないとならないのか。その辺どういうふうになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。以上です。

◎柴田信昭委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 長野委員のご質問にお答えいたします。

まず新得山スキー場でございますけれども、おっしゃるとおり、今のリフトはさきほども申しましたように、平成元年に整備したもので、更新したものでございまして、老朽化ももちろん進んでございます。平成15年あたりからさきほど申した握索機の整備なども含めまして、重要なところを少しずつ更新などをしてきておりまして、ワイヤにつきましても、平成19年にワイヤの交換もいたしております。

今回の握索機の整備も、その一連の更新作業の1つなんですけれども、今後につきまして、重要な部品等の更新のご提案という、計画的にやっていかなかったらやはりかなり高額なものですから、その辺は業者さんと打ち合わせは既にしておりますので、年次計画というか、計画的に順次更新していきたいというふうに考えております。

もう1点、スキー場の運営の関係でありますけれども、例年ですと3月の第2日曜日にクローズというふうに行っておりましたが、今年につきましては、カレンダーの関係で第2日曜日がかなり遅くなってしまふ、中旬ぐらいになってしまうという関係で、第1日曜日にクローズをしております。

だいたい3月の2週目ぐらいになると気温も高くなってきますので、雪がかなり重たくなってくるんですよね。雪があったとしても、雪が重たくなってきますので、事故、雪に引っかかって転倒してけがをすることもあるということも出てくるということで、安全上やはりある程度の時期が来たら、やはり閉めざるを得ないかなというふうに判断をしているところであります。

いずれにしても、スキー連盟さんとか、NPOさんとか、スキー場、教育委員会みんなで相談をして決めているものでございます。以上です。

◎柴田信昭委員長 嶋倉学校教育課長補佐。

◎嶋倉一寿学校教育課長補佐 お答えいたします。道から支払われる給食の関係の委託金についてでございますが、道教委との委託契約により、委託金が支払われることとなりますけれども、この契約内容につきましては、調理業務に係ります人件費などの経費について、町内の総給食数から新得高校支援学校分として入ってくるお金になっております。

道の委託金につきましては、今後道と委託契約を結び、その後支出金が四半期ごとに支払われるような流れになっております。

それと、給食費についてでございますが、学校側がその生徒、保護者分の給食費を取りまとめ、それを給食センターの納付書により納付していただくような流れになっております。以上です。

◎柴田信昭委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、第10款、教育費を終わります。

◎一般会計 歳出 第11款 公債費～第13款 予備費全般

◎柴田信昭委員長 予算書の152ページをお開きください。第11款、公債費から、第13

款、予備費までの審査を行います。152ページの、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費を終わります。

◎一般会計 歳出関連明細書 4 給与費明細書～6 地方債明細書

◎柴田信昭委員長 引き続き、予算書の153ページをお開きください。153ページから162ページまでの、歳出関連の各種明細書、4、給与費明細書、5、債務負担行為明細書、6、地方債明細書についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、一般会計歳出の予算質疑を終わります。

◎一般会計 歳入 第1款 町税全般

◎柴田信昭委員長 次に、一般会計予算の歳入の審査を行います。予算書の12ページをお開きください。第1款、町税の審査を行います。12ページから17ページ中段までの、第1款、町税全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、第1款、町税を終わります。

◎一般会計 歳入 第2款 地方譲与税～第13款 使用料及び手数料

◎柴田信昭委員長 引き続き、予算書の17ページをお開きください。第2款、地方譲与税から、第13款、使用料及び手数料までを一括して審査を行います。17ページ中段から24ページまでの、第2款、地方譲与税、第3款、利子割交付金、第4款、配当割交付金、第5款、株式等譲渡所得割交付金、第6款、地方消費税交付金、第7款、ゴルフ場利用税交付金、第8款、自動車取得税交付金、第9款、地方特例交付金、第10款、地方交付税、第11款、交通安全対策特別交付金、第12款、分担金及び負担金、第13款、使用料及び手数料についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、第2款、地方譲与税から、第13款、使用料及び手数料までを終わります。

◎一般会計 歳入 第14款 国庫支出金～第15款 道支出金

◎柴田信昭委員長 引き続き、予算書の25ページをお開きください。第14款、国庫支出金から、第15款、道支出金までを一括して審査を行います。25ページから31ページ上段までの、第14款、国庫支出金、第15款、道支出金までについてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、第14款、国庫支出金、第15款、道支出金までを終わります。

◎一般会計 歳入 第16款 財産収入～第21款 町債

◎柴田信昭委員長 引き続き、予算書の31ページをお開きください。第16款、財産収入

から、第21款、町債までを一括して審査を行います。31ページ上段から41ページまでの、第16款、財産収入、第17款、寄附金、第18款、繰入金、第19款、繰越金、第20款、諸収入、第21款、町債についてご発言ください。村田委員。

◎**村田博委員** 35ページの2節ですか、勤労者融資と書いてありますけれども、これは何名分でしょうかということをお聞きしたいと思います。

◎**柴田信昭委員長** 暫時休憩いたします。11時10分までといたします。答弁は、休憩の後といたします。

(宣告 10時54分)

◎**柴田信昭委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

◎**柴田信昭委員長** 佐々木産業課長補佐。

◎**佐々木隼人産業課長補佐** 35ページの諸収入の勤労者融資の関係なんですけれども、この勤労者融資は、毎年のことなんですけれども、金融機関に1,000万円を預託しまして、それを原資に金融機関が勤労者に貸し付けるという金額になっていまして、金融機関に出して、毎年金融機関から返してもらうということになるので、歳入歳出で1,000万円ずつそれぞれ計上しているもので、昨年度に関していえば、65万円を融資として貸し付けしております。

今の返済でいいますと、2件で、残高が124万3,000万円ということになっております。

それと、昨日もお話ししたと思うんですけれども、貸付金額は1人あたり100万円以上になりますので、10人のかたが100万円を借りれば、そこで原資がなくなるというシステムになってございます。

◎**柴田信昭委員長** ほかに。高橋委員。

◎**高橋浩一委員** 33ページ、17款、1節、総務管理費寄附金、これはいわゆるふるさと納税だと思うんですけれども、前年度予算と比較しまして、3,500万円ほどの減額で計上になっています。

2014年度、5,087件、7,466万円あったふるさと納税が、2015年12月までですが、5,170万円、3,714件にとどまっています。

個人的には、今年度は1億円超えるんじゃないかなと思って楽しみにしていたんですけれども、逆に減額になっているということで非常に残念に思っています。

十勝管内の各町村の状況を見てみますと、豊頃、陸別を除く17市町村で、ふるさと納税に取り組んでいますけれども、13の自治体で前年度を上回っている。昨年度は新得は5番目にふるさと納税が多かった。今年度は12月まででは、11番目に落ちている。

昨年町長の考えとして、ふるさと納税制度というものを有効利用していこうという立場で先進自治体等の事例について十分参考にしながら、少しでも寄付が増えるよう努力していきたいというふうに考えをおっしゃっています。

今年度、こういった取り組みをして、なぜこんなに減ってしまったのか。原因究明といたしますか、そこら辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

◎**柴田信昭委員長** 武田総務課長。

◎**武田芳秋総務課長** お答えいたします。今回、歳入のところで、昨年から見ると寄附金3,300万円ぐらい減となっている理由なんですけれども、27年度寄附金は、前年度の

寄附金を参考にしまして6,200万円入ってくるんじゃないかということで、一括して総務費のほうに計上しておりました、その分を寄附金の謝礼の地場産品、それから通信運搬費にその分を歳出で見たということなんですけれども。

新年度につきましては、今回、予想としまして、昨年よりも少なくなるんですけれども、実績を見まして約5,000万円ほど考えて予定しておりました、そのうち寄附金は特定財源で歳出のほうで組まなくてはならないものですから、今回、その寄附金の半分、寄付の謝礼の品と、それからクレジットの決済手数料、それから電算システムの修理などの特財を半分充てまして、その残りの半分につきましては、寄付されてから、その使い道に応じて予算を補正していくというようなことで昨年より減っているんですけれども、実際には27年度の実績を見まして、5,000万円以上ぐらいは見込んでいたところでもあります。

それで、昨年から見ますと、さきほど言いましたように、十勝管内でも11番目ぐらいと、さきほど申していたんですけれども、そこでいろいろと今、観光協会のほうに委託してやっているんですけれども、品物も今55種類ぐらいあります。

最近ではトムラウシの東大雪荘のペア宿泊券だとか、それからジンギスカンだとか、それからチーズと焼酎の詰め合わせだとか、そういう11種類ぐらい提案しておりますけれども。それと2万円、今までなかった2万円のお礼ということでつくっております。

それで、どういうふうピーアールかということなんですけれども、今、ふるさとチョイスに載せているんですけれども、全国的に25年に50団体ぐらいだったのが、今27年で84パーセントぐらいの、今、全国的に自治体に取り組んでいるということで、その辺もあるのかなと思うんですけれども、そのふるさとチョイスというのはだいたいほかの自治体も使っているんですけれども、月4回から5回ぐらいふるさとチョイスのトップ画面に出せるというところがあるものですから、そのときになるべく土日の前ぐらいに今は夜中にでもトップ画面に出すと、その効果もあって増えることもあったりして、そういうこともやっているんですけれども。

あと、納税していただいたかたにも、メールアドレスがわかりますから、そのかたにもピーアールしているところなんですけれども、昨年から見るとやはり落ちているのかなと思ひまして、どうしたらいいのかなということで内部でも話したんですけれども、例えば高額な寄附金に対して新得町の年間の特産品を贈ってとか、そういう違うやはり視点で考えていかななくてはならないのかなと思ひますので、観光協会だけにとどまらず、やはりもうちょっと庁舎内で検討していかなければならないかなというふうに思ひますので、28年におきましては、もうちょっと頑張っていきたいなというふうに思ひますので、お願いします。

◎柴田信昭委員長 高橋委員。

◎高橋浩一委員 確かに今はもうどこの自治体もふるさと納税に力を入れて、民間でいえばそれこそ顧客の獲得競争ということで、非常に大変だと思うんですね。

ただ、2014年度の実績で、5,000件ぐらいの人が少なからず新得町に興味を持ってふるさと納税をしてくれたという実績をやはり大事にしないといけないと思うんです。

いかにこのふるさと納税をしてくれた人に、これからも継続してやってもらうということも大事な取り組みだと思うんです。

今、課長がおっしゃったように、メールをしているということでありましたけれども、メール以外にも、例えば暑中見舞いだとか、年賀状だとか、町長のすてきな笑顔のものが

きを送るとか、あるいはポストカードで新得の素晴らしい景色のものを送るとか、いろんな取り組みができると思うんですよね。そういうことをやっていかないと、もうどんどんどんどん減っていくと。

あと、事業者の人たちと、やはり事業者はもう営業のプロですから、そういったかたたちのアドバイスを聞いて、これから減らないような取り組みをしていってほしいなというふうに思っています。

◎柴田信昭委員長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 今、委員から提案があったように、リピーターになっていただくように、何か新得町のピーアールを考えて、1回納税していただいたかたを逃がさない、そういう取り組みを考えていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

◎柴田信昭委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎発言の補足

◎柴田信昭委員長 さきほど新得山スキー場の関係の答弁において、補足説明を求められておりますので、社会教育課長のほうから説明を申し上げます。岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 さきほど村田委員からご質問のあった予算書148ページの新得山スキー場のリフト再開整備の関係で答弁の補足がございますので、ご説明申し上げます。

再開整備自体は毎年行う必要があるんですけども、金額ですけれども、1,200万円のうち、再開整備にかかる経費としまして160万円になっております。残りの部分につきましては、さきほど佐藤委員からご質問のあった握索機の交換、更新ということでございますので、再開整備の分につきましては160万円程度、これが毎年かかるということでございます。

◎柴田信昭委員長 これをもって、第16款、財産収入から、第21款、町債までを終わります。

◎一般会計予算～歳入歳出予算事項別明細書

◎柴田信昭委員長 引き続き、予算書の1ページをお開きください。平成28年度新得町一般会計予算から、歳入歳出予算事項別明細書までの審査を行います。1ページから11ページまでの、平成28年度新得町一般会計予算から歳入歳出予算事項別明細書までについてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、平成28年度新得町一般会計予算から歳入歳出予算事項別明細書までを終わります。

◎議案第23号 平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計予算

◎柴田信昭委員長 引き続き、特別会計の審査を行います。予算書の163ページをお開きください。議案第23号、平成28年度新得町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行います。163ページから182ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

◎議案第24号 平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計予算

◎柴田信昭委員長 予算書の183ページをお開きください。議案第24号、平成28年度新得町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。183ページから189ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

◎議案第25号 平成28年度新得町介護保険特別会計予算

◎柴田信昭委員長 予算書の190ページをお開きください。議案第25号、平成28年度新得町介護保険特別会計予算の審査を行います。190ページから209ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

◎議案第26号 平成28年度新得町簡易水道事業特別会計予算

◎柴田信昭委員長 予算書の210ページをお開きください。議案第26号、平成28年度新得町簡易水道事業特別会計予算の審査を行います。210ページから223ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

◎議案第27号 平成28年度新得町公共下水道事業特別会計予算

◎柴田信昭委員長 予算書の224ページをお開きください。議案第27号、平成28年度新得町公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。224ページから240ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第27号の質疑を終わります。

◎柴田信昭委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時25分)

◎柴田信昭委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時29分)

◎議案第28号 平成28年度新得町水道事業会計予算

◎柴田信昭委員長 次に、別冊になっております、議案第28号、平成28年度新得町水道事業会計予算の審査を行います。収入、支出、一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎柴田信昭委員長 これをもって、議案第28号の質疑を終わります。

◎全般の補足質疑

◎柴田信昭委員長 以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、議案第16号から議案第28号までの全議案に対する質疑はひととおり終わりますが、もし、全般を通じて質疑漏れがありましたら、この際、全般の補足質疑をお受けします。村田委員。

◎村田博委員 私、初めて質問をしたもので、昨日ちょっと通りすがってしまったんですけれども、50ページの15節ですが、かえで団地立木伐採と書いてありますけれども、その240万円を説明してほしいなと思ひまして。お願いいたします。

◎柴田信昭委員長 広田総務課長補佐。

◎広田正司総務課長補佐 ご説明申し上げます。かえで団地の実は北側と西側に町有地がございます、今回この伐採につきましては、かえで団地の北側にある町有地の木が大きく育ちまして、住宅のほうまでも枝が伸びたりしてきているものですから、その北側の町有地の木を一部伐採して整理をしようというものでございます。

◎柴田信昭委員長 村田委員。

◎村田博委員 50本ぐらいとお聞きしているんですが、これに240万円かかっているということなんですが、その木はお金にならなかったのでしょうか。

◎柴田信昭委員長 広田総務課長補佐。

◎広田正司総務課長補佐 切る木につきましては、50本ほど見込んでいるんですけれども、実際にそばの住宅の地権者とか町内会長さんと相談して、これから実際に切れる木、住宅がそばにあるものですから、畑側から作業しないとたぶん切れない木が多いと思いますので、それで50本ほどというふうに見込んでおります。

それから木代につきましては、一応ほぼ売れる木はたぶんないのではなかろうかというふうに見込んでおりまして、切った木につきましては、町の土場といひましようか、場所に運ぶような予定をしております。

◎柴田信昭委員長 村田委員。

◎村田博委員 ちょっとこれでいって、50本で240万円となると1本4万円ぐらいになるようだけれども、そんなにかかるものなのかなと思っておりますけれども、ちょっとそこら辺大きいかなと思うんですけれども、ちょっと説明お願いします。

◎柴田信昭委員長 広田総務課長補佐。

◎広田正司総務課長補佐 実際、立っている木がやはり住宅のそばに立っている木が結構多いみたいなんです、現地を確認しますと。それで、切るにあたっては住宅側に倒れないように事をしていかないと被害が出てしまいますので、その辺もありまして作業に経費がかかってしまうというふうなところを見込んでおります。

◎柴田信昭委員長 ほかに。廣山委員。

◎廣山輝男委員 私のほうからちょっと国民健康保険の関係について言い忘れておりましたので、1点だけ伺っておきたいと思ひます。

特別会計そのものの関係についてとやかくこちらから言う問題は1つありませんが、実は2018年度になって、今の町でやっている特別会計制度というのは結果としては道の運営に回っていくということがだいたい決まっているのではないだろうかと思ひます。決定したというところまでは聞いておりませんが。

しかし、今までの状況を見ますと、たいへん高齢化してきている。医療費の負担は多くなってきているということで、今年の新得の特別会計の中でも、8,500万円ほど一般会計から補填（ほてん）しながらなんとかやっていると。

この関係はたいへん複雑で、北海道中が道が1つの運営母体になってやるということになりますと、相当保険料、高額な負担をしているところから結構低いところまで、もちろん医療費関係もそうなんですけれども、さまざまな状況が見える中で、これは今後どのような形で進められていくのかなど。

30年実施ですから、まだまだ時間がありますからいいんですけれども、今町内でちゃんと整理しておかなければならないとか、さまざまな準備等が出てくるのかなというように感じがいたしますので、一応道で運営されるということの中身について、分かっている範囲でもいいですから、お知らせして、回答いただければと思います。

◎柴田信昭委員長 渡辺町民課長。

◎渡辺裕之町民課長 お答えいたします。まず2018年、平成30年度から都道府県が財政の運営主体となることとなります。こういう方向は決定ということになっております。

保険者といたしましては、道のほうは財政運営に責任を持つという形になりまして、都道府県と市町村がそれぞれ保険者という位置付けとなっていきます。

中身についてというお話しでありますけれども、今現在、北海道のほうから今年の夏頃に一度説明会があったんですけれども、「このような仕組みでいきたい」というお話しがあった以降、まだ北海道からの説明はありません。そのほかは関連する資料等によっての情報収集という形になっております。

現在の分かっている範囲ということで、市町村が行う業務につきましては、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、あと保険事業などを行うということで、やっていく業務としては今までどおりという形になります。

北海道は何をするのかというと、保険料につきまして、北海道が各市町村ごとの標準的な保険料を算定して、それが各市町村のほうに通知が来るので、市町村はそれを参考にして市町村の保険料を決めていくという形になっております。

現在把握している部分については、情報としてはここまでになってくるんですけれども、確かに委員がおっしゃるようにそれぞれの市町村の医療給付費等、それぞれ加入しているかたからもらっている保険料、または保険税の金額がそれぞれまちまちになっております。

今後どのような形になっていくのかということで、今後はそれぞれの町村の給付状態とか、年齢構成とかを勘案していくということは情報になっているんですけれども、どのような方法で勘案して、計算方法になっていくのかというのは、今現在まだ情報を持ち得ておりません。

今後、北海道からの情報もしくはそのほかの情報を十分注視しながら、新得町として準備できるものというものを十分把握しながら、今後進めていきたいと思っております。

状況によりましては、議会のほうにもいろいろとまた報告ですとか、ご相談させていただくこともあろうかと思っております。以上です。

◎柴田信昭委員長 廣山委員。

◎廣山輝男委員 私が一番心配しているのは、保険料をこれ以上、上げてほしくないということが1つあります。ひどいところは新得の倍ぐらい集めている保険料の自治体もあると聞いております。逆に私たちの半分ぐらいしか集めていない自治体もあると。さまざまです。

これを北海道が1つにするわけですから、標準保険料ですか、そういう分担金制度というのはこれからできるような感じがします。

今後の道の方針やら国の方針によって、いろいろとこれからも地元では相談されることだとは思っています。

たまたまずっと状況を見てみますと、いわゆる世帯数とかというのは、国民健康保険はだんだん少なくなっていくんです、今。それはわずかですけれども。しかし、結構少なくなっています。

逆に後期高齢者のほうは若干ですけれども、増えていくんです、これは75歳以上の保険ですから。

そういうようなことから考えると、どうもこれからも保険料はわれわれが負担する保険料というのはますます高くなるのかと。

あるいは逆に、私も一般質問で取り上げたんですけれども、T P P 絡みでいわゆる医療の保険というのが、かなり今後変わってくるのではないだろうか。これは全く架空でありましょうが、今の時点では。

そうなりますと、皆保険制度そのものも大きく変わっていかざるを得ないかなという感じも、今のところは危惧されます。そういうことのないように、例えば道の段階に運営そのものが移っても、やはり日本の50年続いている皆保険制度というのはたいへん世界的にも優れた制度だと、私は自負しているんですが。そういったものも維持しながら、なんとか皆さんともども健康維持のためにこの保険制度は維持させてもらいかつ、一定のあまり高額にならないようなものをやはり私たちは求めていきたいなということですので、ぜひこの辺について今後とも十分住民にアピールとか議会の中でもいろんなお話をいただければありがたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎柴田信昭委員長 渡辺町民課長。

◎渡辺裕之町民課長 保険料につきましては、これから北海道から来る標準保険料を参考にとということにはなっていないか思います。

新得町の今の国民健康保険の現状といたしましては、十勝管内の中での比較ということですが、かかっている医療給付費というのは、十勝のほうでも上位にあたります。

一方、納めていただいている保険税につきましては、新得町は税率、それぞれの町での税率ですとか、資産割というものを採用している町村もまだありますので、一概には言えないんですけれども、だいたい十勝の中間からやや下ぐらいが新得町の今の保険料の税率かなと思っているんですけれども。

お支払いしていただいている保険額といたしましては、1人あたりもしくは1世帯あたりというのは、十勝で一番低い位置付けになっております。かかる医療費は高いけれども、納めていただいている保険料は少ないというのが今の新得町で、その不足分を町の一般会計で見ているというのが現状です。

一般会計で見るということは、国民健康保険に加入されていないかたも負担していただいているという位置付けになっております。健康保険は一般論といたしまして、それぞれの事業の中で賄っていくものという形になっております。

今現在はそういう形で新得町、かなり町としての負担も大きいという部分もありますので、今後北海道の財政運営主体になる目的といたしましては、健康保険の維持と、あとは安定をさせていくことが大きいのかなと思うんですけれども、併せて新得町内としても、かかる保険料と、またその負担していただいている状況、また不足分を一般会計

から補填（ほてん）しているという状況を見ながら、保険料の在り方というのが、どこがいいところ、ふさわしいところなのかというのはやはり検討していかなければならないし、議会にもいろいろご相談させていただかなくてはならない部分かなと思っております。

◎柴田信昭委員長 ほかに。

（「なし」の声あり）

◎柴田信昭委員長 これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

◎討 論 ・ 採 決

◎柴田信昭委員長 それでは討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎柴田信昭委員長 討論はないようですので、これから議案第16号から議案第28号までを一括して採決いたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎柴田信昭委員長 挙手全員であります。

よって、議案第16号から議案第28号までは、それぞれ原案どおり可決されました。

◎柴田信昭委員長 これにて、本予算特別委員会に付託されましたすべての案件の審査は終了いたしました。

以上をもって、予算特別委員会を閉会いたします。

（宣告 11時44分）
